

地方独立行政法人名張市立病院職員の給与に関する規程

(趣旨等)

第1条 この規程は、地方独立行政法人名張市立病院（以下「法人」という。）の職員就業規則（以下「職員就業規則」という。）第27条の規定に基づき、職員就業規則第3条第1項に規定する職員（次項を除き、以下「職員」という。）の給与に関し、必要な事項を定める。

2 公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律（平成12年法律第50号）第2条第1項の規定及び公益的法人等への職員の派遣等に関する条例（平成14年名張市条例第1号）第2条第1項の規定その他の規定に基づき、名張市から法人に派遣される職員の就業に関する事項については、名張市と法人とで締結される名張市職員の法人への派遣に関する協定書において規定されることを除き、この規程を適用する。

(法令との関係)

第2条 給与の支給等に関して、この規程に定めのない事項については、労働基準法（昭和22年法律第49号。以下「労基法」という。）その他関係法令の定めるところによる。

(給与の種類)

第3条 職員の給与は、給料及び諸手当とする。

2 給料は、給料月額とする。

3 諸手当は、扶養手当、地域手当、住居手当、通勤手当、単身赴任手当、特殊勤務手当、時間外勤務手当、休日勤務手当、夜間勤務手当、宿日直手当、管理職手当、管理職員特別勤務手当、期末手当、勤勉手当、初任給調整手当、職員紹介手当及び貢献手当とする。

(給料の支給方法等)

第4条 給料の計算期間（以下「給与期間」という。）は、月の初日から末日までとする。

2 給料は、毎月21日（21日が国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日より前において、その日に最も近い日で当該休日又は日曜日若しくは土曜日でない日）に支払う。

3 理事長は、災害その他特別の事情により必要を認める場合には、前項に規定する支給日を変更することができる。

第5条 新たに職員となった者には、その日から給料を支給し、昇給、降給等により給料の額に異動を生じた者には、その日から新たに定められた給料を支給する。

2 職員が退職したときは、その日まで給料を支給する。

3 職員が死亡したときは、その月まで給料を支給する。

4 第1項又は第2項の規定により給料を支給する場合であつて、給与期間の初日から支給するとき以外のとき、又は給与期間の末日まで支給するとき以外のときは、その給料額は、その給与期間の現日数から週休日（地方独立行政法人名張市立病院職員の勤務時

間、休日及び休暇等に関する規程（以下「勤務時間等規程」という。）第7条第1項若しくは第2項又は第8条の規定に基づく週休日をいう。以下同じ。）（夜勤専従職員（勤務時間等規程第2条第1項に規定する夜勤専従職員をいう。以下同じ。）にあつては、勤務時間等規程第7条第4項に規定する休日）の日数を差し引いた日数を基礎として、日割りによって計算する。

5 職員が給与期間の中途において次の各号のいずれかに該当する場合におけるその給与期間の給料は、前項に規定する日割計算によって支給する。

- (1) 休職にされ、又は休職の終了により復職した場合
- (2) 育児休業（地方独立行政法人名張市立病院職員の育児休業、介護休業等に関する規程（以下「育児休業等規程」という。）第3条第1号に規定する育児休業をいう。以下同じ。）を始め、又は育児休業の終了により職務に復帰した場合
- (3) 出向の終了により職務に復帰し、給与の支給をする場合
- (4) 配偶者同行休業（勤務時間等規程第26条第1項に規定する配偶者同行休業をいう。以下同じ。）を始め、又は配偶者同行休業の終了により職務に復帰した場合
- (5) 停職にされ、又は停職の終了により職務に復帰した場合

6 休職にされ、育児休業をし、配偶者同行休業をし、若しくは停職にされている職員が、給料の支給日後に復職し、若しくは職務に復帰した場合、又は出向をしている職員が、給料の支給日後に職務に復帰し、当該職員に理事長が給与の支給をする場合は、その給与期間中の給料をその際支給する。

（給与の支払）

第6条 職員の給与は、通貨で直接本人にその全額を支払うものとする。ただし、法令又は労基法第24条第1項の規定による労使協定により、給与からの控除が認められているものは、その職員に支払うべき給与から控除する。

2 前項の規定にかかわらず、職員から書面による申出があつた場合には、給与はその指定する銀行その他の金融機関における預貯金口座に所要金額を振り込むことによって支払う。

3 業務について生じた実費の弁償は、給与には含まない。

（非常時払）

第7条 職員が次の各号のいずれかに該当する非常の場合の費用に充てるために、当該職員から請求があつたときは、第4条の規定にかかわらず、給料の支給日前であっても、当該請求の日までの給料を第5条第4項に規定する日割計算により、その際支給する。

- (1) 当該職員又はその収入によって生計を維持する者が出産し、疾病にかかり、又は災害を受けた場合
- (2) 当該職員又はその収入によって生計を維持する者が結婚し、又は死亡した場合

(3) 当該職員又はその収入によって生計を維持する者がやむを得ない事由により1週間以上にわたって帰郷する場合

(4) 前3号に掲げる場合に準ずる非常の場合として、理事長が特に必要と認める場合
(給料の適用範囲)

第8条 職員には、所定の労働時間による勤務に対し、その者の職務と責任に応じて、給料を支給する。

2 給料は、給料表に定める職務の級及び号級に対応する給料月額により支給する。

3 給料表の種類は、次の各号に掲げるとおりとし、各給料表の適用範囲は、それぞれ当該給料表に定めるものとする。

(1) 事務職給料表(別表第1)

(2) 医療職給料表(別表第2)

ア 医療職給料表(1)

イ 医療職給料表(2)

ウ 医療職給料表(3)

4 第2項の規定にかかわらず、日勤専従職員(地方独立行政法人名張市立病院職員の勤務時間、休日及び休暇等に関する規程第4条第1項に規定する日勤専従職員をいう。)の給料月額は、第2項の規定による給料月額の100分の85に相当する額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り上げた額)とする。

5 職員の職務は、その複雑、困難及び責任の度合に基づき、これを給料表に定める職務の級に分類するものとし、その分類の基準となるべき職務の内容は、別表第3のとおりとする。ただし、特別な事情による場合は、その職務の内容を異にして、上位の職務の級又は下位の職務の級に対応する職務の内容をもって充てることができる。

(初任給等)

第9条 新たに給料表の適用を受ける職員となった者の号級は、地方独立行政法人名張市立病院職員の初任給、昇格、昇給等の基準に関する規程(以下「初任給等規程」という。)に定めるところにより決定する。

2 職員が一の職から同じ職務の級の初任給の基準を異にする他の職に移った場合における号級は、初任給等規程に定めるところにより決定する。

(昇格及び降格)

第10条 職員の昇格及び降格は、初任給等規程に定めるところにより決定する。

2 職員が一の職務の級から他の職務の級に移った場合における号級は、初任給等規程に定めるところにより決定する。

(昇給)

第11条 職員の昇給は、次条第1項で定める日に、同日前において同条第2項で定める

日以前1年間におけるその者の勤務成績に応じて行うものとする。この場合において、同日の翌日から昇給を行う日の前日までの間に当該職員が職員就業規則第39条又は第40条の規定による懲戒処分を受けたこと、嚴重注意その他の矯正措置の対象となる事実（勤務成績に及ぼす影響の程度が軽微であるものを除く。）に該当したときは、これらの事由を併せて考慮するものとする。

2 前項の規定により職員（次項に規定する職員を除く。以下この項において同じ。）を昇給させるか否か及び昇給させる場合の昇給の号級数は、前項前段に規定する期間の全部を良好な成績で勤務し、かつ、同項後段の規定の適用を受けない職員の昇給の号級数を4号給（次に掲げる職員にあっては、3号給）とすることを標準として、初任給等規程に定める基準に従い決定するものとする。

- (1) 事務職給料表の適用を受ける職員でその職務の級が7級以上であるもの
- (2) 医療職給料表（1）の適用を受ける職員でその職務の級が4級以上であるもの
- (3) 医療職給料表（2）の適用を受ける職員でその職務の級が7級であるもの
- (4) 医療職給料表（3）の適用を受ける職員でその職務の級が6級以上であるもの

3 55歳（医療職給料表（1）の適用を受ける職員にあっては、57歳）に達した日の属する年度の末日を超えて在職する職員の第1項の規定による昇給は、同項前段に規定する期間におけるその者の勤務成績が良好であり、かつ、同項後段の規定の適用を受けない場合に限り行うものとし、昇給させる場合の昇給の号級数は、勤務成績に応じて理事長が別に定める基準に従い決定するものとする。

4 職員の昇給は、その属する職務の級における最高の号給を超えて行うことができない。

5 職員の昇給は、予算の範囲内で行わなければならない。

（昇給日及び評価終了日）

第12条 前条第1項に規定する昇給の日（次項において「昇給日」という。）は、毎年1月1日とする。

2 前条第1項に規定する昇給日前において定める日は、昇給日前1年間における9月30日とする。

（扶養手当）

第13条 扶養手当は、扶養親族のある職員に対して支給する。

2 前項の扶養親族とは、次に掲げる者で他に生計の途がなく主としてその職員の扶養を受けているものをいう。

- (1) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある子
- (2) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある孫
- (3) 60歳以上の父母及び祖父母
- (4) 22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある弟妹

(5) 重度心身障害者

- 3 扶養手当の月額、前項第1号に該当する扶養親族（以下「扶養親族である子」という。）については1人につき1万3,000円、同項第2号から第5号までのいずれかに該当する扶養親族については1人につき6,500円とする。
- 4 扶養親族である子のうちに15歳に達する日後の最初の4月1日から22歳に達する日以後の最初の3月31日までの間（次条第2項第3号において「特定期間」という。）にある子がいる場合における扶養手当の月額は、前項の規定にかかわらず、5,000円に特定期間にある当該扶養親族である子の数を乗じて得た額を同項の規定による額に加算した額とする。

(扶養の届出)

第14条 新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、その旨を速やかに理事長に届け出なければならない。扶養手当を受けている職員の届出に係る扶養親族の恒常的な所得の年間の見込額その他の扶養の事実等に変更があった場合についても、同様とする。

2 前項の規定にかかわらず、次に掲げる場合には、同項の規定による届出を要しない。

- (1) 扶養手当を受けている職員が離職し、若しくは死亡した場合
- (2) 扶養親族である子又は前条第2項第2号若しくは第4号に該当する扶養親族が、22歳に達した日以後の最初の3月31日の経過により、扶養親族としての要件を欠くに至った場合
- (3) 職員の扶養親族である子で第1項の規定による届出に係るもののうち、特定期間にある子でなかった者が特定期間にある子となった場合

(扶養手当の支給方法等)

第15条 扶養手当の支給は、職員が新たに第13条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、扶養手当の支給の開始については、前条第1項の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 扶養手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、扶養手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

3 扶養手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

(地域手当)

第16条 地域手当の月額、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に、100分の4（名張市以外の地域に在勤する職員にあっては、名張市の職員に支給される地域手当の例による支給割合）を乗じて得た額とする。

2 医療職給料表（1）の適用を受ける職員には、当分の間、前項の規定にかかわらず、前項の規定によりこの項の規定による地域手当の支給割合以上の支給割合による地域手当を支給される場合を除き、給料、扶養手当及び管理職手当の月額合計額に100分の16を乗じて得た額の地域手当を支給する。

3 地域手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

(住居手当)

第17条 住居手当は、次の各号のいずれかに該当する職員に支給する。

(1) 自ら居住するため住宅（貸間を含む。次号において同じ。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃（使用料を含む。以下同じ。）を支払っている職員（次のア又はイに掲げる職員を除く。）

ア 法人から貸与された職員宿舎（以下「職員宿舎」という。）に居住している職員

イ 職員の扶養親族たる者（第13条に規定する扶養親族で第14条の規定による届出がされている者に限る。以下この号において同じ。）が所有する住宅、職員の配偶者（婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）、父母又は配偶者の父母で、職員の扶養親族たる者以外のものが所有し、若しくは借り受け、居住している住宅その他これらに準ずると認められる住宅の全部又は一部を借り受けて、その住宅に居住している職員

(2) 第23条の規定により単身赴任手当を支給される職員で、配偶者が居住するための住宅（職員宿舎又は前号イに規定する住宅を除く。）を借り受け、月額1万6,000円を超える家賃を支払っているもの又はこれらのものとの均衡上必要があるとして理事長が認めるもの

2 住居手当の月額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じて、当該各号に定める額（当該各号のいずれにも該当する職員にあっては、当該各号に掲げる額の合計額）とする。

(1) 前項第1号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じて、それぞれ次に定める額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）に相当する額

ア 月額2万7,000円以下の家賃を支払っている職員 家賃の月額から1万6,000円を控除した額

イ 月額2万7,000円を超える家賃を支払っている職員 家賃の月額から2万7,000円を控除した額の2分の1（その控除した額の2分の1が1万7,000円を超えるときは、1万7,000円）を1万1,000円に加算した額

- (2) 前項第2号に掲げる職員 第1号の規定の例により算出した額の2分の1に相当する額（その額に100円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てた額）

(住居の届出)

第18条 新たに前条第1項の職員たる要件を具備するに至った職員は、当該要件を具備していることを証明する書類を添付して、理事長が定める様式の住居届により、その居住の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。なお、住居手当を受けている職員の居住する住宅、家賃の額、住宅の所有関係等に変更があった場合についても、同様とする。

- 2 前項の場合において、やむを得ない事情があると認められるときは、添付すべき書類は、届出後速やかに提出することをもって足りるものとする。

(住居手当の支給方法等)

第19条 住居手当の支給は、職員が新たに第17条第1項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が同項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、住居手当の支給の開始については、前条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

- 2 住居手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、住居手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

- 3 前2項に定めるもののほか、住居手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

(通勤手当)

第20条 通勤手当は、次に掲げる職員に支給する。

- (1) 通勤のため交通機関又は有料の道路（以下「交通機関等」という。）を利用してその運賃又は料金（以下「運賃等」という。）を負担することを常例とする職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって交通機関等を利用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び第3号に掲げる職員を除く。）
- (2) 通勤のため自動車その他の原動機付の交通用具及び自転車（以下「自動車等」という。）を使用することを常例とする職員（自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって自動車等を使用しないで徒歩により通勤する

ものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるもの及び次号に掲げる職員を除く。)

- (3) 通勤のため交通機関等を利用してその運賃等を負担し、かつ、自動車等を使用することを常例とする職員（交通機関等を利用し、又は自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であつて、交通機関等を利用せず、かつ、自動車等を使用しないで徒歩により通勤するものとした場合の通勤距離が片道2キロメートル未満であるものを除く。)

2 通勤手当の額は、次の各号に掲げる職員の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

- (1) 前項第1号に掲げる職員 支給単位期間につき、支給単位期間の通勤に要する運賃等の額に相当する額であつて、次に定めるところにより算定する額（以下「運賃等相当額」という。)

ア 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等である場合にあつては、次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める額とすること。

(ア) (イ) に掲げる場合以外の場合 通用期間を支給単位期間と同じくする定期券の価額

(イ) 使用する定期券の通用期間が6月を超える場合 定期券の価額を当該定期券の通用期間の月数で除して得た額（その額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）に支給単位期間の月数を乗じて得た額（以下「6月超定期券支給基本額」という。）。ただし、当該定期券の通用期間に対応する各支給単位期間における6月超定期券支給基本額の合計額が当該定期券の価額に達しない場合は、当該各支給単位期間のうち最初の支給単位期間については、当該定期券の価額から当該定期券の通用期間に対応する他の支給単位期間における6月超定期券支給基本額の合計額を差し引いて得た額とすること。

イ 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等である場合にあつては、当該回数乗車券等の通勤21回分（夜勤専従職員その他の職員にあつては、年間を通じて通勤に要することとなる回数を12で除して得た数（その数に1位未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた数）の分）の運賃等の額とすること。

ウ 第8項の正当な事由がある場合には、往路及び帰路において利用するそれぞれの交通機関等について、ア又はイによる額との均衡を考慮し、それらの算出方法に準じて算出した額とすること。

- (2) 前項第2号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、支給単位期間につき、それぞれ次に定める額

- ア 通勤距離が片道5キロメートル未満である職員 2,000円
- イ 通勤距離が片道5キロメートル以上10キロメートル未満である職員 4,200円
- ウ 通勤距離が片道10キロメートル以上15キロメートル未満である職員 7,300円
- エ 通勤距離が片道15キロメートル以上20キロメートル未満である職員 1万4,000円
- オ 通勤距離が片道20キロメートル以上25キロメートル未満である職員 1万3,500円
- カ 通勤距離が片道25キロメートル以上30キロメートル未満である職員 1万6,600円
- キ 通勤距離が片道30キロメートル以上35キロメートル未満である職員 1万9,700円
- ク 通勤距離が片道35キロメートル以上40キロメートル未満である職員 2万2,800円
- ケ 通勤距離が片道40キロメートル以上45キロメートル未満である職員 2万5,900円
- コ 通勤距離が片道45キロメートル以上50キロメートル未満である職員 2万9,100円
- サ 通勤距離が片道50キロメートル以上55キロメートル未満である職員 3万2,300円
- シ 通勤距離が片道55キロメートル以上60キロメートル未満である職員 3万5,500円
- ス 通勤距離が片道60キロメートル以上65キロメートル未満である職員 3万8,700円
- セ 通勤距離が片道65キロメートル以上70キロメートル未満である職員 4万2,200円
- ソ 通勤距離が片道70キロメートル以上75キロメートル未満である職員 4万5,700円
- タ 通勤距離が片道75キロメートル以上80キロメートル未満である職員 4万9,200円
- チ 通勤距離が片道80キロメートル以上85キロメートル未満である職員 5万2,700円
- ツ 通勤距離が片道85キロメートル以上90キロメートル未満である職員 5万6,

200円

テ 通勤距離が片道90キロメートル以上95キロメートル未満である職員 5万9,600円

ト 通勤距離が片道95キロメートル以上100キロメートル未満である職員 6万3,000円

ナ 通勤距離が片道100キロメートル以上である職員 6万6,400円

(3) 前項第3号に掲げる職員 次に掲げる職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 前項第3号に掲げる職員（交通機関等を利用しなければ通勤することが著しく困難である職員以外の職員であって、その利用する交通機関等が通常徒歩によることを例とする距離内においてのみ利用しているものであるものを除く。）のうち、自動車等の使用距離が片道2キロメートル以上である職員及び自動車等の使用距離が片道2キロメートル未満であるが自動車等を使用しなければ通勤することが著しく困難である職員 第1号及び前号に定める額

イ 前項第3号に掲げる職員のうち、運賃等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（交通機関等が2以上ある場合においては、その合計額。以下「1月当たりの運賃等相当額等」という。）が前号に定める額以上である職員（アに掲げる職員を除く。） 第1号に定める額

ウ 前項第3号に掲げる職員のうち、1月当たりの運賃等相当額等が前号に定める額未満である職員（アに掲げる職員を除く。） 前号に定める額

3 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、通勤の実情に変更を生ずることとなった職員（通勤時間、通勤距離又は利用する交通機関等の数が増加することとなること等の通勤の実情の変更を生ずる職員で、特別急行列車、高速自動車国道その他の交通機関等（以下「特別急行列車等」という。）を利用しないで通勤するものとした場合における通勤距離が60キロメートル以上若しくは通勤時間が90分以上であるもの（特別急行列車等の利用により通勤事情の改善が認められるものに限る。）又は交通事情等に照らして通勤が困難であると理事長が認めるものに限る。）のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等（その利用に係る運賃等の額から運賃等相当額の算出の基礎となる運賃等に相当する額を減じた額をいう。以下同じ。）を負担することを常例とするものの通勤手当の額は、前項の規定にかかわらず、次の各号に掲げる通勤手当の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 特別急行列車等に係る通勤手当 支給単位期間につき、算出したその者の支給単位期間の通勤に要する特別料金等の額であって、前項第1号の規定に準じて算定する額（以下「特別料金等相当額」という。）

(2) 前号に掲げる通勤手当以外の通勤手当 前項の規定による額

4 前項の規定は、国、地方公共団体、国立大学法人、公立大学法人、独立行政法人、法人以外の地方独立行政法人の職員その他これらに準ずるものとして理事長が認める者（以下「職員以外の法人職員等」という。）であった者から、引き続き職員となった者のうち、第1項第1号又は第3号に掲げる職員で、当該採用の直前の住居からの通勤のため、特別急行列車等を利用し、その利用に係る特別料金等を負担することを常例とするもの（採用の事情等を考慮して理事長が認める職員に限る。）その他前項の規定による通勤手当を支給される職員との均衡上必要があるとして理事長が認める職員の通勤手当の額の算出について準用する。

5 1月当たりの運賃等相当額等、第2項第2号に定める額及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額（特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額）の合計額が15万円を超える職員の通勤手当の額は、前3項の規定にかかわらず、当該職員の通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位期間につき、15万円に当該支給単位期間の月数を乗じて得た額とする。

6 この条及び第22条において「支給単位期間」とは、次の各号に掲げる通勤の方法の区分に応じ、当該各号に定める期間をいう。

(1) 自動車等による通勤の方法 1月

(2) 定期券を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等による通勤の方法 次に掲げる場合の区分に応じ、それぞれ次に定める期間

ア イに掲げる場合以外の場合 交通機関等における定期券の通用期間のうちそれぞれ最も長いものに相当する期間

イ 使用する定期券の通用期間が6月を超える場合 使用する定期券の通用期間ごとにその通用期間に応じて、6月の整数倍の期間で当該定期券の通用期間の月数に満たない最大の月数を経過するまでは6月とし、当該最大の月数を経過した後は、通用期間の月数から当該最大の月数を減じて得た月数

(3) 回数乗車券等を使用することが最も経済的かつ合理的であると認められる交通機関等 1月

7 交通機関等（特別急行列車等を含む。）に係る通勤手当の額は、運賃、時間、距離等の事情に照らし最も経済的かつ合理的と認められる通常の通勤の経路及び方法により算出するものとする。

8 前項の通勤の経路又は方法は、勤務時間が午後10時から翌日の午前5時までの間（以下「深夜」という。）に及ぶためこれにより難しい場合等、正当な事由がある場合を除き、往路と帰路とを異にし、又は往路と帰路とにおけるそれぞれの通勤の方法を異にするものであってはならない。

(通勤の届出)

第21条 新たに前条第1項の職員(以下「通勤職員」という。)たる要件を具備するに至った職員は、その通勤の実情を速やかに理事長に届け出なければならない。通勤職員が勤務箇所を異にして異動した場合、住居、通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更があった場合についても同様とする。

(通勤手当の支給方法等)

第22条 通勤手当の支給は、職員に新たに通勤職員たる要件が具備されるに至った場合においてはその日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から開始し、通勤手当を支給されている職員が離職し、又は死亡した場合においてはそれぞれその者が離職し、又は死亡した日、通勤手当を支給されている職員が通勤職員たる要件を欠くに至った場合においてはその事実の生じた日の属する月(これらの日が月の初日であるときは、これらの日の属する月の前月)をもって終わる。ただし、通勤手当の支給の開始については、前条の規定による届出が、これに係る事実の生じた日から15日を経過した後になされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から行うものとする。

2 通勤手当は、これを受けている職員にその額を変更すべき事実が生ずるに至った場合においては、その事実の生じた日の属する月の翌月(その日が月の初日であるときは、その日の属する月)から支給額を改定する。前項ただし書の規定は、通勤手当の額を増額して改定する場合における支給額の改定について準用する。

3 通勤手当は、支給単位期間(1月当たりの運賃等相当額等(第20条第2項第3号ウに掲げる職員に係るものを除く。)、同項第2号に定める額(同項第3号イに掲げる職員に係るものを除く。))及び特別料金等相当額をその支給単位期間の月数で除して得た額(特別急行列車等が2以上ある場合においては、その合計額)が15万円を超える場合にあっては、当該通勤手当に係る支給単位期間のうち最も長い支給単位)に係る最初の月の給料の支給日(以下この項及び次項において「支給日」という。)に支給する。ただし、支給日までに前条の規定による届出に係る事実が確認できない等のため、支給日に支給することができないときは、支給日後に支給することができる。

4 支給単位期間等に係る通勤手当の支給日前において離職し、又は死亡した職員には、当該通勤手当をその際支給する。

5 通勤手当(1月の支給単位期間に係るものを除く。)を支給される職員につき、次に掲げる事由が生じた場合には、当該職員に、支給単位期間のうちこれらの事由が生じた後の期間を考慮して理事長が定める額を返納させるものとする。

(1) 離職し、若しくは死亡した場合又は通勤職員たる要件を欠くに至った場合

(2) 通勤経路若しくは通勤方法を変更し、又は通勤のため負担する運賃等の額に変更が

あったことにより、通勤手当の額が改定される場合

- (3) 月の中途において休職若しくは停職にされ、育児休業をし、又は配偶者同行休業をした場合（これらの期間の初日の属する月又はその翌月に復職し、又は職務に復帰することとなる場合を除く。）
- (4) 出張、休暇、欠勤その他の事由により、月の初日から末日までの期間の全日数にわたって通勤しないこととなる場合
(単身赴任手当)

第23条 勤務箇所を異にする異動又は勤務箇所の移転に伴い、住居を移転し、父母の疾病その他次に掲げるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該異動又は勤務箇所の移転の直前の住居から当該異動又は移転の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもの（通勤距離が60キロメートル以上である場合又は通勤距離が60キロメートル未満である場合（通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から、通勤距離が60キロメートル以上である場合に相当する程度に通勤が困難であると認められる場合に限る。））のうち、単身で生活することを常況とする職員には、単身赴任手当を支給する。ただし、配偶者の住居から在勤する勤務箇所に通勤することが、通勤距離等を考慮して理事長が別に定める基準に照らして困難であると認められない場合には、この限りではない。

- (1) 配偶者が疾病等により介護を必要とする状態にある職員若しくは配偶者の父母又は同居の親族を介護すること。
- (2) 配偶者が学校教育法（昭和22年法律第26号）第1条に規定する学校その他の教育施設に在学している同居の子を養育すること。
- (3) 配偶者が引き続き就業すること。
- (4) 配偶者が職員又は配偶者の所有に係る住宅（これに準ずると認められる住宅を含む。）を管理するため、引き続き当該住宅に居住すること。
- (5) 配偶者が職員と同居できないと認められる前各号に類する事情

2 単身赴任手当の月額は、3万円（理事長が別に定めるところにより算定した職員の住居から配偶者の住居までの間の最も経済的かつ合理的と認められる通常の経路及び方法により算定した交通距離が100キロメートル以上である職員にあっては、その額に、7万円を超えない範囲内で次の各号に掲げる交通距離の区分に応じて当該各号に定める額を加算した額）とする。

- (1) 100キロメートル以上300キロメートル未満 8,000円
- (2) 300キロメートル以上500キロメートル未満 1万6,000円
- (3) 500キロメートル以上700キロメートル未満 2万4,000円

- (4) 700キロメートル以上900キロメートル未満 3万2,000円
- (5) 900キロメートル以上1,100キロメートル未満 4万円
- (6) 1,100キロメートル以上1,300キロメートル未満 4万6,000円
- (7) 1,300キロメートル以上1,500キロメートル未満 5万2,000円
- (8) 1,500キロメートル以上2,000キロメートル未満 5万8,000円
- (9) 2,000キロメートル以上2,500キロメートル未満 6万4,000円
- (10) 2,500キロメートル以上 7万円

3 職員以外の法人職員等であった者から、引き続き職員となり、これに伴い、住居を移転し、父母の疾病その他第1項各号に掲げるやむを得ない事情により、同居していた配偶者と別居することとなった職員で、当該採用の直前の住居から当該採用の直後に在勤する勤務箇所に通勤することが通勤距離等を考慮して困難であると認められるもの（通勤距離が60キロメートル以上である場合又は通勤距離が60キロメートル未満である場合（通勤方法、通勤時間、交通機関の状況等から、通勤距離が60キロメートル以上である場合に相当する程度に通勤が困難であると認められる場合に限る。）に限る。）のうち、単身で生活することを常況とする職員（採用の事情等を考慮して理事長が認める職員に限る。）その他第1項の規定による単身赴任手当を支給される職員との権衡上必要があるとして理事長が認める職員には、前2項の規定に準じて、単身赴任手当を支給する。

（単身赴任の届出）

第24条 新たに前条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った職員は、配偶者等との別居の状況等を速やかに理事長に届け出なければならない。単身赴任手当を受けている職員の住居、同居者、配偶者等の住居等に変更があった場合についても、同様とする。

（単身赴任手当の支給方法等）

第25条 単身赴任手当の支給は、職員が新たに第23条第1項又は第3項の職員たる要件を具備するに至った日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から開始し、職員が第23条第1項又は第3項に規定する要件を欠くに至った日の属する月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月の前月）をもって終わる。ただし、単身赴任手当の支給の開始については、前条の規定による届出がこれに係る事実の生じた日から15日を経過した後にされたときは、その届出を受理した日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）から行うものとする。

2 単身赴任手当を受けている職員にその月額を変更すべき事実が生じたときは、その事実の生じた日の属する月の翌月（その日が月の初日であるときは、その日の属する月）

からその支給額を改定する。前項ただし書の規定は、単身赴任手当の月額を増額して改定する場合について準用する。

3 前2項に定めるもののほか、単身赴任手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

(特殊勤務手当)

第26条 特殊勤務手当は、著しく危険、不快、不健康又は困難な勤務その他の著しく特殊な勤務で、給与上特別の考慮を必要とし、かつ、その特殊性を給料で考慮することが適当でないと認められるものに従事する職員に対し、その勤務の特殊性に応じて支給する。

2 特殊勤務手当の名称、対象となる勤務の内容、支給区分、支給額等は、次のとおりとする。

名称	対象となる勤務の内容	支給区分	支給額	備考
防疫等作業手当	1 感染症の疑いのある患者の救護又は感染菌の付着した物件若しくは付着の疑いのある物件の処理及び患者等の防疫に従事したとき。	日額	500円	医療職給料表が適用される職員には適用しない。
災害応急作業等手当	1 正規の勤務時間外に市の災害対策本部等の緊急の危機管理体制下で業務に従事したとき。	日額	500円	医療職給料表が適用される職員には適用しない。
	2 前項のときに、屋外で業務に従事したとき。	日額	500円	前項の額に加算する。
	3 市の区域外に派遣されて行う災害応急業務に従事したとき。 (1) 異常な自然現象若しくは大規模な事故により重大な災害が発生し、又は発生するおそれがある場合	日額	1,080円 (日没から日の出までの時間帯を含む時間帯において行うときは、1,620円)	

	(2) 理事長が著しく危険であると認める区域で業務に従事した場合		2, 160円	
夜間看護等業務手当	1 救急輪番日の救急業務として、夜間看護等業務（病院で深夜に看護、介護若しくは日常生活上の世話をを行う業務（実務研修を含む。）又は救急救命処置等の患者対応に係る業務をいう。以下同じ。）に従事したとき。 4時間以上	日額	5, 500円 （夜間看護等業務に従事した日数が1月において6日を超える場合にあつては、その超える日につき6, 250円）	夜勤専従職員には適用しない。
	2時間以上4時間未満		5, 000円 （夜間看護等業務に従事した日数が1月において6日を超える場合にあつては、その超える日につき5, 750円）	
	2時間未満		3, 000円	
	2 夜間看護等業務に従事したとき（前項の場合を除く。）。	日額		

	4時間以上		5,000円 (夜間看護等業務に従事した日数が1月において6日を超える場合には、その超える日につき5,750円)	
	2時間以上4時間未満		4,500円 (夜間看護等業務に従事した日数が1月において6日を超える場合には、その超える日につき5,250円)	
	2時間未満		3,000円	
認定看護師業務手当	1 公益社団法人日本看護協会の認定を受けた看護師が、当該認定を受けた看護分野に係る業務に従事したとき。	月額	3,000円 (当該業務に専ら従事したときにあつては、1万円)	
緊急呼出手当	1 正規の勤務時間外に、病院に勤務する医師が、緊急対応のため呼出され、手術、検査等に従事したとき。	1回	5,000円	
	2 正規の勤務時間外に、医療職給料表(2)及び(3)の適用を受ける職員が、緊急対応のため	1回	3,000円	

	呼出され、手術、検査等に従事したとき。			
管理職員緊急業務手当	1 医療職給料表の適用を受ける管理職員が正規の勤務時間外に緊急対応のため手術、検査等に従事したとき。	1回	5,000円	
死体処理業務手当	1 死体の処理に係る業務に従事したとき。	1回	1,200円	
解剖業務手当	1 解剖に係る業務に従事したとき。	1体	1,600円	
放射線照射業務手当	1 放射線を照射する業務に従事したとき。	日額	300円	
病理検査業務手当	1 病理検査業務に従事したとき。	日額	300円	
手術室業務手当	1 看護師が手術室に勤務したとき。	日額	300円	
人工透析業務手当	1 人工透析業務に従事及び看護師が人工透析室に勤務したとき。	日額	300円	
救急出動業務手当	1 救急車で患者を他病院に搬送したとき。	1回	400円	
救急輪番業務手当	1 医療職給料表(1)の適用を受ける管理職員が救急輪番日の17時15分から翌日の8時45分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回	12万円	
	2 医療職給料表(1)の適用を受ける管理職員が休日(週休日、国民の祝日に関する法律に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日)をいい、夜勤専従職員にあっては勤務時	1回	7万円	

	間等規程第7条第4項に規定する休日をいう。第28条、第30条及び第42条を除き、以下同じ。)である救急輪番日の8時30分から17時15分まで救急業務を命じられ、従事したとき。			
	3 医療職給料表(2)及び(3)の適用を受ける管理職員が救急輪番日の17時15分から翌日の8時45分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回	1万8,000円	
	4 医療職給料表(1)の適用を受ける職員が救急輪番日の17時15分から翌日の8時45分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回	8万5,000円	管理職員には適用しない。
	5 医療職給料表(1)の適用を受ける職員が休日である救急輪番日の8時30分から17時15分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回	4万円	管理職員には適用しない。
	6 医療職給料表(2)の適用を受ける職員が救急輪番日の17時15分から翌日の8時45分まで救急業務を命じられ、従事したとき。	1回	3,000円	管理職員には適用しない。
救急輪番患者 診察手当	1 医療職給料表(1)の適用を受ける職員が救急輪番日に救急業務を命じられ、従事した際に患者を診察したとき。 診察した患者に入院を指示した場合	1回	6,000円 (小児科の医師の場合にあ	

	それ以外の場合		っては、8,000円) 4,000円 (小児科の医師の場合にあ っては、6,000円)	
外来患者診察 手当	1 医師が外来において初診患者を診察したとき(救急輪番患者診察手当を受ける場合を除く。)	1回	500円(小児発達支援外来の場合にあ っては、2,500円)	
	2 医師が外来において再診患者を診察したとき(救急輪番患者診察手当を受ける場合を除く。)	1回	300円(小児発達支援外来の場合にあ っては、1,800円)	
入院患者担当 手当	1 医師が入院患者を担当したとき。	担当患者 1人当たり の日額	600円(小児科の医師の場合にあ っては、1,500円)	
手術業務手当	1 医師が手術に従事したとき。 学卒後6年以上の医師	1回	当該手術に係る診療報酬の額(1点の単価を10円とし、診療報酬の算定方法(平成20年厚生労働省告示第59号)別表第1に定	

			める点数を乗じて得た額をいう。)に100分の5 (内視鏡に係る手術の場合にあつては、100分の20)を乗じて得た額を当該手術に従事した医師(学卒後6年未満の医師を除く。)の人数で除して得た額 1,000円
麻酔業務手当	1 医療職給料表(1)の適用を受ける職員が専ら麻酔業務に従事したとき。 全身麻酔 その他の麻酔	1回	1万5,000円 1万円
訪問診療業務手当	1 医療職給料表(1)の適用を受ける職員が患者の居宅において診療に従事したとき。	1回	2,000円
画像診断業務手当	1 医療職給料表(1)の適用を受ける職員が専ら読影業務に従事したとき。 学卒後6年以上の医師 コンピューター断層撮影(C	1回	700円

	T撮影) 磁気共鳴コンピューター断層 撮影 (MR I 撮影) 学卒後 5 年以上 6 年未満の医師 学卒後 4 年以上 5 年未満の医師 学卒後 3 年以上 4 年未満の医師	日額	1, 0 0 0 円 1 万 4, 0 0 0 円 1 万円 7, 0 0 0 円	
長時間勤務等 面談手当	1 医師が労働安全衛生法の規定 による職員に対する長時間にわ たる労働に関する面接指導に従 事したとき又は院内産業医が職 員の面接指導（地方独立行政法 人名張市立病院安全衛生管理規 程第 6 条第 3 項第 2 号の規定に よる面接指導をいう。）に従事し たとき	1 回	3, 0 0 0 円	
研修医指導手 当	1 医師が臨床研修医（医師法（昭 和 2 3 年法律第 2 0 1 号）第 1 6 条の 2 第 1 項の規定による臨 床研修を受けている医師をい う。）の指導に従事したとき。 指導医養成講習会修了者 その他の医師	担当臨床 研修医 1 人当たり の日額	5 0 0 円 3 0 0 円	
公衆衛生活動 手当	1 医療職給料表（1）の適用を受 ける職員が、他団体等の依頼に 基づき健康診断、健康相談、予防 接種、医療指導等に従事したと き（当該他団体等から報酬等（報 酬その他いかなる名称であるか を問わず、当該健康診断、健康相 談、予防接種、医療指導等の業務 の対償として受ける全てのもの	日額	2, 0 0 0 円	

	をいう。)が支払われていない場合に限る。)			
講演等講師手当	1 医師が、他団体等の依頼に基づき研修会、講演会等を行ったとき（当該他団体等から報酬等（報酬その他いかなる名称であるかを問わず、当該研修会、講演会等の業務の対償として受ける全てのものをいう。）が支払われていない場合に限る。)	1回	5,000円	
服薬指導業務手当	1 医療職給料表(2)の適用を受ける職員が服薬指導業務に従事したとき。	1回	300円	
栄養指導業務手当	1 医療職給料表(2)の適用を受ける職員が栄養指導業務に従事したとき。	1回	200円	
夜勤専従職員手当	1 夜勤専従職員として業務に従事した場合	月額	3万円	
医師職務手当	1 院長	月額	20万円	
	2 顧問	月額	20万円	
	3 院長代理	月額	15万円	
	4 副院長	月額	10万円	
	5 診療部長	月額	10万円	
	6 院内産業医	月額	2万円	
待機業務手当	1 医師が正規の勤務時間外に、緊急の医療業務に従事するために待機を命じられたとき。 病院外での待機の場合 病院内での待機の場合	1回	2,000円 6,000円	
	2 医療職給料表(2)及び(3)の適用を受ける職員が正規の勤務時間外に、緊急の医療業務に	1回		

	従事するために待機を命じられたとき。 病院外での待機の場合 病院内での待機の場合		1, 0 0 0 円 3, 0 0 0 円	
院外病院診療手当	医師が協定等に基づき、報酬等を受け取ることなく、本院以外の病院で診療（手術を含む。）に従事したとき。	日額	1 万円（当該従事した時間が4時間以上である場合にあっては、2万円）	
医師研究業務手当	1 院長、顧問、院長代理及び副院長	月額	4 8 万円	
	2 学卒後3年以上の医師	月額	1 8 万円	

3 職員が月額により定められた特殊勤務手当を受けることのできる勤務に従事した日数が、その月において11日未満である場合は、支給しない。

4 月額により定められた特殊勤務手当についてはその月の給料の支給日に、その他の特殊勤務手当についてはその月分を翌月の給料の支給日に支給する。

5 前各項に定めるもののほか、看護師又は准看護師の業務に従事する職員（休職給の支給を受けるものを含む。）に、月額1万2,000円（1週間当たりの通常の勤務時間が37時間30分未満の職員にあっては、9,000円）の特殊勤務手当を支給する。この場合において、第2項の規定は、適用しない。

（時間外勤務手当）

第27条 勤務時間等規程第11条又は第12条の規定により、業務上の必要で、所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員には、当該日における所定勤務時間を超えて勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の125（休日の時間外勤務の場合にあっては、100分の135）を乗じて得た額を時間外勤務手当として支給する。

2 前項に定める場合であって、所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた時間が深夜である職員には、当該深夜の時間について勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を前項に定める時間外勤務手当に加算して支給する。

3 前2項の規定にかかわらず、業務上の必要により所定勤務時間を超えて勤務することを命ぜられた職員であって、1給与期間内における所定勤務時間を超えて勤務した時間

を合計した時間が60時間を超える職員には、当該60時間を超える時間について、勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25（休日の時間外勤務の場合にあつては、100分の15）を乗じて得た額を前2項に定める時間外勤務手当に加算して支給する。

4 職員が勤務時間等規程第14条に定める代替休暇を取得する場合には、当該代替休暇の時間数を換算率で除した時間数については、前項に規定する時間外勤務手当の加算支給はしないものとする。ただし、取得する代替休暇の時間数に端数が生じる場合には、その端数の時間数については、前項により支給する。

5 給与期間内に時間外勤務を命ぜられた場合には、その命ぜられた時間に係る実績額を集計した額は、当該給与期間における給料の支給日の翌月の給料の支給日に支給する。

6 第1項の規定にかかわらず、第32条の規定により管理職手当の支給を受ける職員には、時間外勤務手当を支給しない。

（休日勤務手当）

第28条 勤務時間等規程第11条又は第12条の規定により、休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日をいい、夜勤専従職員にあつては勤務時間等規程第7条第4項に規定する休日をいい、勤務時間等規程第9条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する代休日を指定された日を含む。以下この条において同じ。）に業務上の必要により勤務することを命ぜられた職員には、勤務1時間につき、同条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の135を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

2 前項の規定にかかわらず、勤務時間等規程第9条の規定により代休を指定された職員については、所定勤務時間に対して勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の35を乗じて得た額を休日勤務手当として支給する。

3 前2項に定める場合であつて、休日に勤務することを命ぜられた時間が深夜である職員には、当該深夜の時間について勤務1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額に100分の25を乗じて得た額を前2項に定める休日勤務手当に加算して支給する。

4 給与期間内に休日勤務を命ぜられた場合には、その命ぜられた時間に係る実績額を集計した額は、当該給与期間における給料の支給日の翌月の給料の支給日に支給する。

5 第1項の規定にかかわらず、第32条の規定により管理職手当の支給を受ける職員には、休日勤務手当を支給しない。

（夜間勤務手当）

第29条 所定の勤務時間として深夜に勤務する職員には、深夜に勤務した全時間に対して、勤務1時間につき、次条に規定する勤務1時間当たりの給与額の100分の25を

夜間勤務手当として支給する。

- 2 給与期間内に深夜勤務を命ぜられた場合には、その命ぜられた時間に係る実績額を集計した額は、当該給与期間における給料の支給日の翌月の給料の支給日に支給する。
- 3 第1項の規定にかかわらず、第32条の規定により管理職手当の支給を受ける職員には、夜間勤務手当を支給しない。

(勤務1時間当たりの給与額の算出)

第30条 前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び次に掲げる手当の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの所定勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年3月31日までの間における休日（国民の祝日に関する法律に規定する休日又は12月29日から翌年の1月3日までの日をいう。第42条第1項において同じ。）の日数の合計に7時間45分を乗じて得た時間を減じたもので除して得た額とする。

- (1) 管理職手当
- (2) 給料及び管理職手当に対する地域手当
- (3) 特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）
- (4) 初任給調整手当

2 特殊勤務手当（日額で定められているものに限る。）が支給される作業又は業務に該当する場合は、当該作業又は業務に係る勤務1時間当たりの給与額は、日額の特殊勤務手当の額を7時間45分で除して得た額を前項に定める額に加算した額とする。

3 前2項の規定にかかわらず、夜勤専従職員における前3条に規定する勤務1時間当たりの給与額は、給料の月額及び第1項各号に掲げる手当の月額の合計額を139.5で除して得た額とする。

(宿日直手当)

第31条 宿日直手当は、宿日直勤務（勤務時間等規程第6条第1項に規定する断続的な勤務をいう。以下同じ。）を命ぜられた職員に対して支給する。

2 宿日直手当の額は、宿日直勤務1回につき、次の各号に掲げる勤務の区分に応じ、それぞれ当該各号に定める額（勤務時間が5時間未満の場合にあっては当該各号に定める額に100分の50を乗じて得た額、勤務時間が午前8時30分から午後0時30分までと定められている日及びこれに相当する日に退庁時から引き続いて行われる宿日直勤務にあっては当該各号に定める額に100分の150を乗じて得た額）とする。

- (1) 勤務時間等規程第6条第1項第1号に規定する勤務 4,400円
- (2) 勤務時間等規程第6条第1項第2号アに規定する勤務 次のア又はイに掲げる職員の区分に応じ、それぞれ当該ア又はイに定める額
ア 学卒後1年から3年未満の者 1万500円

イ 学卒後3年以上の者 2万1,000円

(3) 勤務時間等規程第6条第1項第2号イからエまでに規定する勤務 6,100円

3 宿日直勤務のうち常直的なもの（勤務時間等規程第6条第1項第2号アに規定する勤務に限る。）を命ぜられた職員には、その勤務に対して、月の1日から末日までの期間において、勤務した日数がその期間の2分の1を超える場合にあっては月額2万2,000円、勤務した日数がその期間の2分の1以下の場合にあっては月額1万1,000円の宿日直手当を支給する。

4 宿日直勤務は、第27条から第29条までに規定する勤務には含まれないものとする。

5 給与期間内に宿日直勤務を命ぜられた場合には、その命ぜられた時間に係る実績額を集計した額は、当該給与期間における給料の支給日の翌月の給料の支給日に支給する。
(管理職手当)

第32条 管理職手当は、管理又は監督の地位にある職員の職のうちその特殊性に基づき次の表の区分の欄に掲げる職にある職員（以下「管理職員」という。）に対して、それぞれ同表の手当額の欄に定める額を、月額として支給する。

区分		手当額
事務職給料表	部長	7万5,000円
	次長	6万8,000円
	看護専門学校長	6万円
	課長	5万4,000円
	看護専門学校副学校長	
	看護専門学校事務局長	
医療職給料表 (1)	院長	14万円
	院長代理	13万円
	副院長	11万円
医療職給料表 (2)	部長	6万8,000円
	科長	4万5,000円
	副科長	4万円
医療職給料表 (3)	副院長	10万円
	統括部長	7万円
	看護部長	
	副看護部長	5万円

	看護師長	4万5,000円
--	------	----------

2 管理職員が月の1日から末日までの間の全日数にわたって勤務しなかった場合は、管理職手当は支給しない。

3 第1項の管理職手当の支給を受ける職員が同項に定める他の職を兼ねるときは、その兼ねる職員として受けるべき管理職手当は支給しないものとする。

4 管理職手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

(管理職員特別勤務手当)

第33条 管理職員が臨時又は緊急の必要により休日（週休日の振替日及び勤務時間等規程第9条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する代休日を指定された日を含む。次項及び第38条第1項において「休日等」という。）に勤務した場合は、当該管理職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

2 前項に規定する場合のほか、管理職員が災害への対処その他の臨時又は緊急の必要により休日等以外の日の午前0時から午前5時までの間であって正規の勤務時間以外の時間に勤務した場合は、当該職員には、管理職員特別勤務手当を支給する。

3 管理職員特別勤務手当の額は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める額とする。

(1) 第1項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次に掲げる管理職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額（勤務した時間が6時間を超える勤務にあつては、その額に100分の150を乗じて得た額）

ア 医療職給料表（1）の適用を受ける5級の職員 1万2,000円

イ 医療職給料表（1）の適用を受ける4級の職員 1万円

ウ 事務職給料表若しくは医療職給料表（2）の適用を受ける7級の職員、医療職給料表（1）の適用を受ける3級の職員（管理職員に限る。）又は医療職給料表（3）の適用を受ける6級若しくは7級の職員 8,500円

エ 事務職給料表の適用を受ける6級の職員、医療職給料表（2）の適用を受ける5級若しくは6級の職員又は医療職給料表（3）の適用を受ける5級の職員 7,000円

(2) 前項に規定する場合 同項の勤務1回につき、次に掲げる管理職員の区分に応じ、それぞれ次に定める額

ア 医療職給料表（1）の適用を受ける5級の職員 6,000円

イ 医療職給料表（1）の適用を受ける4級の職員 5,000円

ウ 事務職給料表若しくは医療職給料表（2）の適用を受ける7級の職員、医療職給料表（1）の適用を受ける3級の職員（管理職員に限る。）又は医療職給料表（3）の適

用を受ける6級若しくは7級の職員 4, 300円

エ 事務職給料表の適用を受ける6級の職員、医療職給料表(2)の適用を受ける5級若しくは6級の職員又は医療職給料表(3)の適用を受ける5級の職員 3, 500円

4 管理職員特別勤務手当は、当該給与期間における給料の支給日の翌月の給料の支給日に支給する。

(期末手当)

第34条 期末手当は、6月1日及び12月1日(以下この条においてこれらの日を「基準日」という。)にそれぞれ在職する職員(第1号から第8号までに掲げる職員を除く。)に対して、6月1日を基準とする期末手当にあつては6月30日、12月1日を基準とする期末手当にあつては12月10日(これらの日が国民の祝日に関する法律に規定する休日又は日曜日若しくは土曜日に当たるときは、その日より前において、その日に最も近い日で当該休日又は日曜日若しくは土曜日でない日。以下この条及び次条においてこれらを「支給日」という。)に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、死亡し、又は出向を命ぜられた職員(第39条第7項の規定の適用を受ける職員及び第8号又は第9号に掲げる者を除く。)についても、同様とする。

- (1) 無給休職者(職員就業規則第14条第1項第1号の規定に該当して休職にされている職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)
- (2) 刑事休職者(職員就業規則第14条第1項第2号の規定に該当して休職にされている職員をいう。)
- (3) 停職者(職員就業規則第39条又は第40条の規定により停職にされている職員をいう。)
- (4) 専従休職者(労働組合の役員として専ら従事する場合において、職員就業規則第14条第1項第6号に掲げる事由に該当するものとして休職にされている職員をいう。)
- (5) 無給出向職員(出向している職員のうち、給与の支給を受けていない職員をいう。)
- (6) 育児休業をしている職員のうち、第40条第2項第1号に規定する職員以外のもの
- (7) 配偶者同行休業をしている職員
- (8) その退職し、死亡し、又は出向を命ぜられた日において、前各号のいずれかに該当する職員であった者
- (9) その退職後基準日までの間において、この規程の適用を受ける職員となった者

2 期末手当の額は、期末手当基礎額に100分の126.25を乗じて得た額に、基準日以前6月以内の期間におけるその者の在職期間の次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める割合を乗じて得た額とする。

- (1) 6月 100分の100

(2) 5月以上6月未満 100分の80

(3) 3月以上5月未満 100分の60

(4) 3月未満 100分の30

3 前項の期末手当基礎額は、それぞれその基準日現在（退職し、死亡し、又は出向を命ぜられた職員にあっては、退職し、死亡し、又は出向を命ぜられた日現在）において職員が受けるべき給料及び扶養手当の月額並びにこれらに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 第2項に規定する在職期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とし、その算定については、次に掲げる期間を除算する。

(1) 第1項第3号又は第4号に掲げる職員として在職した期間については、その全期間

(2) 育児休業（次に掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 当該育児休業の期間の全部が子の出生の日から育児休業等規程第10条第1項に規定する期間内にある育児休業であって、当該育児休業の期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

イ 当該育児休業の期間の全部が子の出生の日から育児休業等規程第10条第1項に規定する期間内にある育児休業以外の育児休業であって、当該育児休業の期間（当該期間が2以上あるときは、それぞれの期間を合算した期間）が1月以下である育児休業

(3) 育児短時間勤務（育児休業等規程第3条第3号に規定する育児短時間勤務をいう。以下同じ。）をしている職員又は育児部分休業（育児休業等規程第3条第2号に規定する育児部分休業をいう。以下同じ。）をしている職員として在職した期間については、当該期間から当該期間に算出率（育児休業等規程第31条の規定により読み替えられた第11条第2項に規定する算出率をいう。次条第5項第4号において同じ。）を乗じて得た期間を控除して得た期間の2分の1の期間

(4) 休職にされていた期間（次に掲げる期間を除く。）又は第1項第8号に掲げる職員として在職した期間については、その2分の1の期間

ア 第39条第1項の規定の適用を受ける休職者であった期間

イ 理事長が法人の業務に関連があるものとして特に認める機関の業務に従事することによる休職の期間のうち理事長が必要と定める期間

5 基準日前6月以内の期間において、第1項第9号に掲げる者がこの規程の適用を受ける職員となった場合は、その期間内において当該職員として在職した期間は、前項の在職期間に算入する。この場合において、在職期間の算定については、同項の規定を準用する。

6 次の各号に掲げる職員については、第3項の規定にかかわらず、同項に規定する合計額に、給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額に次の各号に掲げる職員の区分に応じそれぞれ当該各号に定める割合を乗じて得た額を加算した額を第2項の期末手当基礎額とする。

(1) 医療職給料表(1)の適用を受ける5級の職員 100分の20

(2) 事務職給料表の適用を受ける6級以上の職員、医療職給料表(1)の適用を受ける4級の職員又は医療職給料表(2)若しくは(3)の適用を受ける5級以上の職員 100分の15

(3) 事務職給料表の適用を受ける4級若しくは5級の職員、医療職給料表(1)の適用を受ける3級の職員又は医療職給料表(2)若しくは(3)の適用を受ける4級の職員 100分の10

(4) 事務職給料表の適用を受ける3級の職員、医療職給料表(1)の適用を受ける2級の職員又は医療職給料表(2)若しくは(3)の適用を受ける3級の職員 100分の5

7 次の各号のいずれかに該当するものには、前各項の規定にかかわらず、当該各号の基準日に係る期末手当(第4号に掲げる者にあつては、その支給を一時差し止めた期末手当)は、支給しない。

(1) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第39条又は第40条の規定により懲戒解雇の処分を受けた職員

(2) 基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に職員就業規則第17条(第1号又は第2号に係るものに限る。)の規定により解雇された職員

(3) 基準日前1月以内又は基準日から当該基準日に対応する支給日の前日までの間に離職した職員(前2号に掲げる者を除く。)で、その離職した日から当該支給日の前日までの間に拘禁刑以上の刑に処せられたもの

(4) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、次項の規定により期末手当の支給を一時差し止められた者で、その在職期間中の行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられたもの

8 理事長は、支給日に期末手当を支給することとされていた職員で当該支給日の前日までに離職したものが次の各号のいずれかに該当する場合は、当該期末手当の支給を一時差し止めることができる。

(1) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が起訴(当該起訴に係る犯罪について禁錮以上の刑が定められているもの)に限り、刑事訴訟法(昭和23年法律第131号)第6編に規定する略式手続によるものを除く。)をされ、その判決が確定していない場合

(2) 離職した日から当該支給日の前日までの間に、その者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関して、その者が逮捕された場合又はその者から聴取した事項若しくは調査により判明した事実に基づきその者に犯罪があると思料するに至った場合であつて、その者に対し期末手当を支給することが、法人の業務に対する信頼を確保し、期末手当に関する制度の適正かつ円滑な実施を維持する上で重大な支障を生ずると認めるとき。

9 理事長は、前項の規定による一時差止め（以下単に「一時差止め」という。）について、次の各号のいずれかに該当するに至った場合には、速やかに当該一時差止めを解除しなければならない。ただし、第3号に該当する場合において、当該一時差止めを受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し現に逮捕されているときその他これを解除することが当該一時差止めの目的に明らかに反すると認めるときは、この限りでない。

(1) 一時差止めを受けた者が当該一時差止めの理由となった行為に係る刑事事件に関し拘禁刑以上の刑に処せられなかった場合

(2) 一時差止めを受けた者について、当該一時差止めの理由となった行為に係る刑事事件につき公訴を提起しない処分があった場合

(3) 一時差止めを受けた者がその者の在職期間中の行為に係る刑事事件に関し起訴をされることなく当該一時差止処分に係る期末手当の基準日から起算して1年を経過した場合

10 前項の規定は、理事長が、一時差止め後に判明した事実又は生じた事情に基づき、期末手当の支給を差し止める必要がなくなったとして当該一時差止めを解除することを妨げるものではない。

11 第7項から前項まで（これらの規定を次条第8項及び第39条第8項において準用する場合を含む。）に規定する在職期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とする。

12 第1項第9号に掲げる者がこの規程の適用を受ける職員となった場合は、当該職員として在職した期間は、前項の在職期間とみなす。

（勤勉手当）

第35条 勤勉手当は、6月1日及び12月1日（以下この条においてこれらの日を「基準日」という。）にそれぞれ在職する職員（第1号から第3号までに掲げる職員を除く。）に対し、その者の基準日以前における直近の人事評価の結果及び基準日以前6月以内の期間における勤務の状況に応じて、支給日に支給する。これらの基準日前1月以内に退職し、死亡し、又は出向を命ぜられた職員（第4号又は第5号に掲げる職員を除く。）についても、同様とする。

- (1) 休職にされている者（前条第4項第4号アの休職者を除く。）
- (2) 前条第1条第3号から第5号まで又は第7号のいずれかに該当する者
- (3) 育児休業をしている職員のうち、第40条第2項第2号に規定する職員以外のもの
- (4) その退職し、死亡し、又は出向を命ぜられた日において、前3号のいずれかに該当する職員であった者
- (5) その退職後基準日までの間において、この規程の適用を受ける職員となった者

2 勤勉手当の額は、勤勉手当基礎額に、支給割合（期間率（基準日以前6月以内の期間における次の各号に掲げる職員の勤務期間の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合をいう。以下同じ。）に成績率（第4項に定める職員の勤務成績による割合をいう。）を乗じて得た割合をいう。以下同じ。）を乗じて得た額とする。この場合において、勤勉手当の総額は、当該職員の勤勉手当基礎額に当該職員がそれぞれの基準日現在（退職し、死亡し、又は出向を命ぜられた職員にあっては、退職し、死亡し、又は出向を命ぜられた日現在。次項において同じ。）において受けるべき扶養手当の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額を加算した額に100分の106.25を乗じて得た額の総額の範囲内とする。

- (1) 6月 100分の100
- (2) 5月15日以上6月未満 100分の95
- (3) 5月以上5月15日未満 100分の90
- (4) 4月15日以上5月未満 100分の80
- (5) 4月以上4月15日未満 100分の70
- (6) 3月15日以上4月未満 100分の60
- (7) 3月以上3月15日未満 100分の50
- (8) 2月15日以上3月未満 100分の40
- (9) 2月以上2月15日未満 100分の30
- (10) 1月15日以上2月未満 100分の20
- (11) 1月以上1月15日未満 100分の15
- (12) 15日以上1月未満 100分の10
- (13) 15日未満 100分の5
- (14) 0 0

3 前項の勤勉手当基礎額は、それぞれその基準日現在において職員が受けるべき給料の月額及びこれに対する地域手当の月額の合計額とする。

4 職員の勤務成績は、理事長が別に定めるところにより、5段階で評価するものとし、第2項の成績率は、次の各号に掲げる勤務成績の評価の区分に応じてそれぞれ当該各号に定める割合とする。

- (1) 最上位の評価 100分の110
- (2) 上位の評価 100分の105
- (3) 普通の評価 100分の100
- (4) 下位の評価 100分の95
- (5) 最下位の評価 100分の90

5 第2項に規定する勤務期間は、この規程の適用を受ける職員として在職した期間とし、その算定については、次に掲げる期間を除算する。

- (1) 前条第1項第3号又は第4号に掲げる職員又は同項第7号に掲げる職員として在職した期間
- (2) 育児休業（前条第4項第2号ア又はイに掲げる育児休業を除く。）をしている職員として在職した期間
- (3) 休職にされていた期間（前条第4項ア又はイに掲げる期間を除く。）
- (4) 育児短時間勤務職員（育児短時間勤務をしている職員をいう。）として在職した期間から当該期間に算出率を乗じて得た期間を控除して得た期間
- (5) 第38条の規定により給与を減額された期間
- (6) 負傷又は疾病（業務上の負傷若しくは疾病又は通勤（地方公務員災害補償法（昭和42年法律第121号）第2条第2項及び第3項に規定する通勤をいう。以下同じ。）による負傷若しくは疾病を除く。）により勤務しなかった期間から、休日（勤務時間等規程第9条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する代休日を指定された日及び勤務時間等規程第13条第1項の規定により割り振られた勤務時間の全部について同項に規定する代替休暇を与えられた日を含む。次号において「休日等」という。）を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間。ただし、理事長が別に定める期間を除く。
- (7) 介護休業（育児休業等規程第3条第4号に規定する介護休業をいう。以下同じ。）により勤務しなかった期間から休日等を除いた日が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (8) 介護部分休業（育児休業等規程第3条第7号に規定する介護部分休業をいう。以下同じ。）により勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (9) 育児部分休業により勤務しなかった期間が30日を超える場合には、その勤務しなかった全期間
- (10) 基準日以前6月の全期間にわたって勤務した日がない場合には、前各号の規定にかかわらず、その全期間

6 前条第5項前段の規定は、前項に規定するこの規程の適用を受ける職員として在職し

た期間の算定について準用する。この場合において、当該期間の算定については、前項各号に掲げる期間に相当する期間を除算する。

7 前条第6項の規定は、第2項の勤勉手当基礎額について準用する。この場合において、同条第6項中「第3項」とあるのは「第35条第2項」と、「第2項の期末手当基礎額」とあるのは「同条第2項の勤勉手当基礎額」と読み替えるものとする。

8 前各項の規定にかかわらず、勤勉手当の不支給又は一時差止めに係る事項については、前条第7項から第10項までの規定を準用する。

(初任給調整手当)

第36条 薬剤科に配属されている薬剤師には、薬剤師の免許を取得した日の属する年(以下この条において「免許取得年」という。)から、当該免許取得年から12年目に当たる年までの期間において、次の表の左欄に掲げる年の各月において、同表の右欄に定める月額を初任給調整手当を支給する。

免許取得年	4万円
免許取得年から2年目に当たる年	3万7,000円
免許取得年から3年目に当たる年	3万4,000円
免許取得年から4年目に当たる年	3万1,000円
免許取得年から5年目に当たる年	2万6,000円
免許取得年から6年目に当たる年	2万3,000円
免許取得年から7年目に当たる年	2万円
免許取得年から8年目に当たる年	1万7,000円
免許取得年から9年目に当たる年	1万4,000円
免許取得年から10年目に当たる年	1万1,000円
免許取得年から11年目に当たる年	8,000円
免許取得年から12年目に当たる年	5,000円

2 初任給調整手当の支給方法については、給料の支給方法に準ずる。

(職員紹介手当)

第37条 職員(看護師に限る。第3項及び第4項において同じ。)の採用に係る応募の資格を有する者(次の各号のいずれにも該当する者に限る。)を法人に紹介した職員(以下この条において「紹介職員」という。)には、その者(以下この条において「紹介採用職員」という。)が採用に至り、当該採用の日から起算して6月を経過する日まで(この期間内に病気休暇その他の理由により実際に勤務できない期間がある場合にあつては、当該採用の日から起算して、6月に当該期間を加算した期間を経過する日まで)在職している場合において、別に定めるところにより、紹介採用職員1人につき、10万円の職

員紹介手当を支給する。ただし、1の年度において、職員紹介手当の支給の対象となる紹介は、3回を超えることができない。

- (1) 職員紹介手当の支給の対象となる紹介をこれまで受けたことがないこと。
 - (2) 名張市立看護専門学校を卒業した者である場合にあっては、卒業の日の属する年度の翌年度の採用であること。
- 2 前項本文の場合において、紹介採用職員にも、10万円の職員紹介手当を支給する。
- 3 職員紹介手当の支給は、優秀な職員の採用及び長期安定的な雇用を図ることを目的として実施するものであり、第1項本文の規定による紹介は、法人の業務とする。
- 4 前3項の規定は、法人が成立する前の期間（令和7年4月1日から同年9月30日までに限る。）における職員の採用にも適用することとする。この場合において、第1項中「法人」とあるのは、「名張市」とする。

(貢献手当)

第37条の2 職員表彰規程の規定により理事長の表彰を受けた職員には、貢献手当として次の各号に掲げる額を支給する。

- (1) 病院貢献賞 5万円を上限として理事長が定める額
- (2) その他の表彰 理事長が定める額

(給与の減額)

第38条 職員が勤務しないときは、勤務時間等規程第13条に規定する代替休暇である場合、休日等である場合、年次有給休暇、病気休暇又は特別休暇による場合その他その勤務しないことにつき理事長が承認を与えた場合を除き、その勤務しない1時間につき、第30条に規定する勤務1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

- 2 前項の場合において、減額の基礎となる時間数は、その給与期間内における勤務しなかった総時間数（その総時間数に1時間未満の端数を生じた場合には、その端数が30分以上のときは1時間とし、30分未満のときは切り捨てた時間数）とする。

(休職者の給与)

第39条 職員が業務上負傷し、若しくは疾病にかかり、又は通勤により負傷し、若しくは疾病にかかり、職員就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給与の全額を支給する

- 2 前項の場合を除き、職員が結核性疾患にかかり職員就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満2年に達するまでは、これに給料、扶養手当、地域手当、住居手当及び期末手当（以下「給料等」という。）のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 3 職員が前2項以外の心身の故障により職員就業規則第14条第1項第1号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間が満1年に達するまでは、これに給

料等のそれぞれ100分の80を支給することができる。

- 4 職員が職員就業規則第14条第1項第2号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料、扶養手当、地域手当及び住居手当のそれぞれ100分の60以内を支給することができる。
- 5 職員が職員就業規則第14条第1項第3号又は第4号に掲げる事由に該当して休職にされたときは、その休職の期間中、これに給料等のそれぞれ100分の70以内（当該職員が業務上の災害又は通勤による災害を受けたと認められるときは、100分の100以内）を支給することができる。
- 6 職員が職員就業規則第14条第1項第5号又は第6号に掲げる事由に該当し休職にされたときは、その休職の期間中、前各項との均衡を考慮し、給料等のそれぞれ100分の100以内を支給することができる。ただし、職員が労働組合の役員として専ら従事する場合において、同項第6号に掲げる事由に該当するものとして休職にされたときは、いかなる給与も支給せず、また、その期間は、退職手当の算定の基礎となる勤続期間に算入しないこととする。
- 7 第2項又は第3項に規定する職員が、これらの規定に規定する期間内で第34条第1項に規定する基準日前1月以内に退職し、死亡し、又は出向を命ぜられたときは、同項に規定する支給日に、それぞれ第2項又は第3項の規定の例による額の期末手当を支給することができる。
- 8 前項の規定の適用を受ける職員の期末手当の支給については、第34条第7項から第10項までの規定を準用する。

（育児休業等の給与）

第40条 育児休業をした職員には、その育児休業の期間中、給与を支給しない。

2 育児休業をしている職員のうち、次に掲げる職員に該当するものについては、前項の規定にかかわらず、当該基準日に係る期末手当及び勤勉手当を支給する。

（1）第34条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員

（2）第35条第1項に規定するそれぞれの基準日以前6月以内の期間において勤務した期間（これに相当する期間を含む。）がある職員

3 育児部分休業をした職員には、第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条に規定する1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

（介護休業等の給与）

第41条 介護休業又は介護部分休業をした職員には、第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、同条に規定する1時間当たりの給与額を減額して給与を支給する。

(修学部分休業等の給与)

第42条 勤務時間等規程第25条第1項の規定による修学部分休業の承認を受けて勤務しない場合には、第38条の規定にかかわらず、その勤務しない1時間につき、給料の月額並びにこれに対する地域手当、管理職手当及び特殊勤務手当（月額で定められているものに限る。）の月額の合計額に12を乗じ、その額を1週間当たりの所定勤務時間に52を乗じたもの（夜勤専従職員以外の職員にあっては、その額を1週間当たりの所定勤務時間に52を乗じたものから毎年4月1日から翌年3月31日までの間における休日の日数の合計に7時間45分を乗じて得た時間を減じたもの）で除して得た額を減額して給与を支給する。

2 勤務時間等規程第26条第1項の規定による配偶者同行休業の承認を受けて勤務しない場合には、その期間中、給与を支給しない。

(端数計算)

第43条 第27条から第29条までの規定により勤務1時間につき支給する時間外勤務手当、休日勤務手当又は夜間勤務手当の額を算定する場合及び第38条の規定により勤務しない1時間につき減額する給与額を算定する場合において、当該額に、50銭未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50銭以上1円未満の端数を生じたときは、これを1円に切り上げるものとする。

2 別に定めがある場合を除き、この規程の規定により計算した確定金額に1円未満の端数を生じたときは、これを切り捨てるものとする。

(給与の改定)

第44条 給与は、法人の業務の実績及び社会一般の情勢に応じて、改定することがある。

附 則

(施行期日)

1 この規程は、令和7年10月1日から施行する。

(経過措置)

2 この規程の施行の日（以下「施行日」という。）の前日において名張市の職員であって、引き続き法人の職員となったもの（以下「承継職員」という。）に適用する給料表は、当該承継職員が施行日の前日に適用を受けていた次の表の左欄に掲げる職員の給与に関する条例（昭和32年名張市条例第3号）の給料表に対応する右欄に定めるこの規程の給料表を適用するものとする。

施行日の前日に適用を受けていた給料表	施行日に適用する給料表
行政職給料表	事務職給料表
医療職給料表（1）	医療職給料表（1）

医療職給料表（２）	医療職給料表（２）
医療職給料表（３）	医療職給料表（３）

- 3 承継職員の施行日における新給料表（前項の規定により施行日において適用を受けることとなる給料表をいう。次項において同じ。）に基づく職務の級（附則第5項において「新級」という。）は、当該承継職員が施行日の前日に適用を受けていた旧給料表（施行日の前日において適用を受けていた前項の表の左欄に掲げる給料表をいう。次項において同じ。）に基づく職務の級（附則第5項において「旧級」という。）に対応する職務の級とする。
- 4 前項の規定により職務の級を定められる承継職員の施行日における号給は、旧給料表に基づき施行日の前日においてその承継職員が受けていた号給に対応する新給料表における号給とする。
- 5 施行日後の級及び号給の決定に当たっては、名張市職員としての在職期間等を勘案するものとし、旧級の号給を受けていた期間は、新級の号給を受ける期間に通算する。
- 6 この規程の施行前に、名張市の条例、規則その他の規程の規定により承継職員に対しなされた処分、手続その他の行為は、この規程の相当規定によりなされた処分、手続その他の行為とみなし、その期間は通算する。
（定年の引上げに伴う給与に関する特例措置）
- 7 当分の間、職員の給料月額は、当該職員が60歳に達した日後における最初の4月1日（附則第9項において「特定日」という。）以後、当該職員に適用される給料表の給料月額のうち、第8条第4項の規定により当該職員の属する職務の級及び第9条から第11条までの規定により当該職員の受ける号給に応じた額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。）とする。
- 8 前項の規定は、次に掲げる職員には適用しない。
- (1) 職員就業規則第13条第2項ただし書の規定により同項に規定する管理監督職を占めたまま引き続き勤務をさせることとされた職員
 - (2) 職員就業規則第20条第3項の規定により同項に規定する職務に従事する期間（同条第4項の規定により延長された期間を含む。）を延長された前号の管理監督職を占める職員
 - (3) 医師
- 9 職員就業規則第13条第2項本文の規定による降任をされた職員であって、当該降任をされた日（以下この項及び附則第7項において「異動日」という。）の前日から引き続き同一の給料表の適用を受ける職員のうち、特定日に附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額（以下この項において「特定日給料月額」という。）が異動日の前日に

当該職員が受けていた給料月額に100分の70を乗じて得た額（当該額に、50円未満の端数を生じたときはこれを切り捨て、50円以上100円未満の端数を生じたときはこれを100円に切り上げるものとする。以下この項において「基礎給料月額」という。）に達しないこととなる職員（異動日から特定日までの間に降格をした職員その他この項の規定により難い特別な事情があると理事長が認める職員を除く。）には、当分の間、特定日以後、附則第7項の規定により当該職員の受ける給料月額のほか、基礎給料月額と特定日給料月額との差額に相当する額を給料として支給する。

- 10 前項の規定による給料の額と当該給料を支給される職員の受ける給料月額との合計額が第8条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額を超える場合における前項の規定の適用については、同項中「基礎給料月額と特定日給料月額」とあるのは、「第8条第4項の規定により当該職員の属する職務の級における最高の号給の給料月額と当該職員の受ける給料月額」とする。
- 11 異動日の前日から引き続き給料表の適用を受ける職員（附則第7項の規定の適用を受ける職員に限り、附則第9項に規定する職員を除く。）であって、同項の規定による給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が別に定めるところにより、前2項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 12 附則第9項又は前項の規定による給料を支給される職員以外の附則第7項の規定の適用を受ける職員であって、任用の事情を考慮して当該給料を支給される職員との権衡上必要があると認められる職員には、当分の間、当該職員の受ける給料月額のほか、理事長が別に定めるところにより、前3項の規定に準じて算出した額を給料として支給する。
- 13 附則第7項の規定の適用を受ける職員には、同項の規定の適用により給料月額が異動することとなった旨の通知を行うものとする。
- 14 附則第7項から前項までに定めるもののほか、附則第7項の規定による給料月額、附則第9項の規定による給料その他附則第7項から前項までの規定の取扱いに関し必要な事項は、理事長が別に定める。
（令和8年1月1日における昇給）
- 15 第11条の規定にかかわらず、令和8年1月1日の昇給については、同条の規定に相当する名張市の条例、規則その他規程の規定の例によるものとする。
（令和7年度における扶養手当の支給割合）
- 16 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における第13条の規定の適用については、同条第2項中「(5) 重度心身障害者」とあるのは
「(5) 重度心身障害者

(6) 配偶者(婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。）」と、同条第3項中「1万3,000円」とあるのは「1万1,500円」と、「とする」とあるのは「、同項第6号に該当する扶養親族については3,000円とする」とする。

(令和7年度における地域手当の支給割合)

17 令和7年10月1日から令和8年3月31日までの間における第16条第1項の規定の適用については、同項中「100分の4」とあるのは、「100分の3」とする。

(令和7年12月及び令和8年6月に支給する勤勉手当の成績率)

18 第35条第4項の規定にかかわらず、令和7年12月及び令和8年6月に支給する勤勉手当の成績率については、同項の規定に相当する名張市の条例、規則その他規程の規定の例によるものとする。

(令和7年度から当面の間の期末手当の額の特例)

19 次の各号に掲げる職員の期末手当の額は、令和7年度から当面の間に限り、第34条第2項の規定により計算した額から当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 役員規程第4条第1項の規定により法人の副理事長又は理事を兼ねる職員(次号に規定する職員を除く。) 第34条第2項の規定により計算した額の100分の10に相当する額

(2) 第32条第1項に規定する管理職手当が適用される職員のうち院長代理又は副院長の職にある職員 第34条第2項の規定により計算した額の100分の10に相当する額

(令和7年度から当面の間の勤勉手当の額の特例)

20 次の各号に掲げる職員の勤勉手当の額は、令和7年度から当面の間に限り、第35条第2項の規定により計算した額から当該各号に定める額(その額に1円未満の端数があるときは、これを切り捨てた額)を減じた額とする。

(1) 役員規程第4条第1項の規定により法人の副理事長又は理事を兼ねる職員(次号に規定する職員を除く。) 第35条第2項の規定により計算した額の100分の10に相当する額

(2) 第32条第1項に規定する管理職手当が適用される職員のうち院長代理又は副院長の職にある職員 第35条第2項の規定により計算した額の100分の10に相当する額

附 則 (令和7年11月19日改正)

この規程は、令和7年12月1日から施行し、改正後の第26条第2項の規定は、令和7年10月1日から適用する。

附 則（令和8年1月21日改正）

（施行期日等）

- 1 この規程は、令和8年1月21日から施行する。ただし、第4条から第6条までの規定は、令和8年4月1日から施行する。
- 2 第1条及び第3条の規定による改正後の職員の給与に関する規程及び再雇用職員規程（次項において「新規程」という。）の規定のうち、通勤手当、期末手当及び勤勉手当に関する規定は、令和7年10月1日から適用する。

（給与の内払）

- 3 前項の規定により新規程の規定を適用する場合においては、第1条及び第3条の規定による改正前の職員の給与に関する規程又は再雇用職員規程の規定に基づいて支給された給与は、それぞれ新規程による給与の内払とみなす。

附 則（令和8年3月26日改正）

この規程は、令和8年4月1日から施行する。

別表第1（第8条関係）

事務職給料表

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	195,800	242,000	276,300	309,800	332,600	366,800	420,700
2	196,900	243,300	277,300	311,300	334,400	368,500	422,600
3	198,100	244,700	278,300	312,700	336,200	370,100	424,500
4	199,200	246,100	279,300	314,100	337,900	371,700	426,300
5	200,300	247,500	280,300	315,500	339,600	373,300	428,100
6	202,000	248,900	281,300	316,600	341,300	375,100	429,900
7	203,600	250,300	282,200	317,600	343,000	376,600	431,700
8	205,200	251,700	283,200	318,800	344,600	378,200	433,500
9	206,700	253,100	284,200	320,000	346,200	379,500	435,100
10	208,400	254,300	285,200	321,600	347,900	381,100	436,600
11	210,000	255,600	286,200	323,200	349,600	382,700	438,100
12	211,600	256,900	287,200	324,800	351,200	384,200	439,600
13	213,100	258,100	288,200	326,200	352,700	386,100	441,100
14	214,800	259,300	289,500	327,800	354,300	388,000	442,400
15	216,500	260,500	290,800	329,400	355,900	389,900	443,700
16	218,200	261,700	292,000	331,000	357,400	391,700	444,900

17	219,400	262,800	293,200	332,400	358,800	393,200	446,100
18	221,000	263,900	294,500	334,100	360,500	395,000	447,400
19	222,600	265,000	295,700	335,700	362,100	396,700	448,700
20	224,100	266,100	296,900	337,300	363,700	398,300	449,900
21	225,600	267,000	297,900	338,700	364,800	400,000	451,100
22	227,200	268,000	299,100	340,400	366,300	401,400	451,900
23	228,800	269,000	300,300	342,100	367,800	402,800	452,700
24	230,400	270,000	301,600	343,700	369,300	404,200	453,500
25	232,000	271,000	302,900	344,900	371,000	405,600	454,100
26	233,700	271,900	303,900	346,800	372,800	406,800	454,700
27	235,000	272,700	304,900	348,500	374,400	408,000	455,300
28	236,300	273,600	305,900	350,100	376,100	409,000	455,900
29	237,600	274,400	307,000	351,600	377,500	410,100	456,600
30	238,700	275,200	308,200	353,200	378,800	411,300	457,400
31	239,800	276,000	309,300	354,800	380,000	412,400	457,800
32	240,900	276,700	310,500	356,400	381,400	413,500	458,500
33	242,000	277,400	311,600	358,100	382,500	414,200	459,000
34	242,900	278,200	312,900	359,900	383,400	414,900	459,400
35	243,800	279,000	314,200	361,700	384,400	415,500	459,800
36	244,800	279,600	315,500	363,500	385,400	416,200	460,200
37	245,800	280,300	316,700	365,000	386,200	416,800	460,600
38	246,700	281,100	318,000	366,400	387,100	417,400	460,900
39	247,600	281,800	319,300	367,800	388,000	417,900	461,200
40	248,400	282,500	320,600	369,200	388,800	418,300	461,500
41	249,200	283,200	321,900	370,700	389,600	418,700	461,800
42	249,900	283,900	323,100	371,500	390,400	418,900	462,100
43	250,500	284,600	324,400	372,400	391,200	419,200	462,400
44	251,100	285,300	325,500	373,400	391,900	419,500	462,700
45	251,800	286,000	326,400	374,300	392,600	419,800	463,000
46	252,400	286,600	327,700	375,400	393,300	420,100	
47	253,000	287,300	329,000	376,300	394,000	420,400	
48	253,600	287,900	330,300	377,300	394,700	420,700	
49	254,100	288,600	331,400	378,200	395,200	420,900	
50	254,700	289,200	332,700	378,900	395,800	421,200	

51	255,300	289,900	333,900	379,600	396,400	421,400
52	255,800	290,600	335,100	380,200	397,100	421,700
53	256,200	291,100	336,400	380,600	397,500	421,900
54	256,600	291,700	337,400	381,200	398,100	422,200
55	256,900	292,300	338,500	381,800	398,700	422,500
56	257,200	293,000	339,600	382,500	399,200	422,800
57	257,500	293,600	340,300	382,800	399,600	423,000
58	257,800	294,200	341,200	383,500	400,200	423,300
59	258,100	294,800	341,900	384,200	400,800	423,600
60	258,400	295,500	342,700	384,800	401,300	423,800
61	258,700	296,100	343,500	385,100	401,700	424,000
62	259,000	296,700	343,900	385,600	402,200	424,300
63	259,300	297,200	344,400	386,200	402,700	424,600
64	259,600	297,700	345,100	386,800	403,300	424,800
65	259,900	298,200	345,900	387,100	403,600	425,000
66	260,200	298,800	346,600	387,700	404,000	425,300
67	260,500	299,300	347,300	388,400	404,300	425,600
68	260,800	299,900	347,900	389,000	404,700	425,800
69	261,100	300,300	348,400	389,400	405,000	426,000
70	261,400	300,800	349,000	389,900	405,300	426,300
71	261,700	301,300	349,500	390,500	405,600	426,600
72	262,000	301,900	350,100	391,000	405,800	426,800
73	262,300	302,400	350,400	391,500	406,000	427,000
74	262,600	302,800	350,900	392,100	406,300	
75	262,900	303,100	351,200	392,500	406,600	
76	263,200	303,400	351,600	392,800	406,800	
77	263,500	303,600	352,000	393,200	407,000	
78	263,800	303,900	352,500	393,700	407,300	
79	264,100	304,100	353,000	394,100	407,600	
80	264,400	304,400	353,500	394,500	407,800	
81	264,700	304,600	353,800	394,900	408,000	
82	265,000	304,800	354,200	395,400	408,300	
83	265,300	305,100	354,600	395,800	408,600	
84	265,600	305,300	355,000	396,200	408,800	

85	265,900	305,600	355,300	396,500	409,000		
86	266,200	305,800	355,700				
87	266,500	306,100	356,100				
88	266,800	306,400	356,500				
89	267,100	306,700	356,700				
90	267,400	307,000	357,100				
91	267,700	307,300	357,500				
92	268,000	307,600	357,900				
93	268,300	307,800	358,100				
94		308,000	358,400				
95		308,300	358,800				
96		308,700	359,100				
97		308,900	359,400				
98		309,200	359,800				
99		309,500	360,200				
100		309,900	360,600				
101		310,100	361,100				
102		310,400	361,500				
103		310,700	361,900				
104		311,000	362,300				
105		311,200	362,800				
106		311,500	363,200				
107		311,800	363,500				
108		312,100	363,800				
109		312,300	364,200				
110		312,600					
111		313,000					
112		313,300					
113		313,500					
114		313,700					
115		314,000					
116		314,400					
117		314,600					
118		314,800					

119		315,100				
120		315,400				
121		315,700				
122		315,900				
123		316,200				
124		316,500				
125		316,800				

備考 この表は、他の給料表の適用を受けない全ての職員に適用する。ただし、有期雇用職員を除く。

別表第2（第8条関係）

ア 医療職給料表（1）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	305,600	415,600	470,300	566,200	613,700
2	307,900	418,300	472,300	572,300	619,500
3	310,200	420,900	474,200	577,400	624,500
4	312,400	423,300	476,100	582,100	628,800
5	314,500	425,600	477,500	586,400	632,800
6	318,000	427,800	479,200	590,700	636,200
7	321,500	429,800	481,000	594,100	639,100
8	324,900	431,900	482,800	597,000	641,800
9	328,300	434,000	484,600	599,500	
10	331,800	435,500	486,300	601,800	
11	335,200	437,000	488,100		
12	338,600	438,500	489,900		
13	342,000	439,900	491,700		
14	345,500	441,300	493,400		
15	348,900	442,800	495,200		
16	352,300	444,200	497,000		
17	355,700	445,500	498,800		
18	358,800	447,000	500,700		
19	362,000	448,400	502,600		
20	365,200	449,800	504,500		

21	368,500	451,100	506,400
22	371,600	452,600	508,100
23	374,700	454,000	509,900
24	377,700	455,400	511,700
25	380,800	456,800	513,300
26	383,100	458,200	515,100
27	385,400	459,500	516,900
28	387,600	460,900	518,400
29	389,500	462,300	519,800
30	391,200	463,600	521,500
31	392,900	465,000	523,300
32	394,700	466,400	525,000
33	396,400	467,700	526,500
34	398,200	469,100	527,800
35	399,800	470,400	529,100
36	401,100	471,800	530,400
37	402,500	473,200	531,400
38	403,900	474,900	532,700
39	405,300	476,500	534,000
40	406,700	478,000	535,300
41	408,200	479,600	536,300
42	408,900	480,800	537,100
43	409,500	481,900	537,900
44	410,100	483,000	538,700
45	410,900	484,000	539,600
46	411,500	484,900	540,400
47	412,100	485,800	541,200
48	412,600	486,600	541,900
49	413,100	487,300	542,700
50	413,500	488,000	543,500
51	414,000	488,700	544,200
52	414,400	489,300	545,100
53	414,800	489,900	546,000
54	415,100	490,600	546,800

55	415,400	491,200	547,700	
56	415,800	491,800	548,600	
57	416,100	492,100	549,400	
58	416,500	492,700	550,200	
59	416,800	493,300	551,000	
60	417,200	494,000	551,700	
61	417,600	494,400	552,500	
62	417,900	495,000	553,400	
63	418,200	495,700	554,300	
64	418,500	496,400	555,200	
65	418,800	496,800	556,000	
66		497,400	556,900	
67		498,000	557,800	
68		498,500	558,700	
69		499,000	559,500	
70		499,500	560,400	
71		500,000	561,300	
72		500,500	562,200	
73		500,900	563,000	
74		501,400		
75		501,800		
76		502,200		
77		502,700		
78		503,300		
79		503,800		
80		504,200		
81		504,700		
82		505,300		
83		505,900		
84		506,400		
85		506,900		

備考 この表は、医師に適用する。

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
------	----	----	----	----	----	----	----

号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	201,000	239,800	274,400	293,300	326,300	372,300	427,200
2	203,100	241,100	275,200	294,100	327,700	374,000	429,100
3	205,200	242,400	275,900	294,800	329,100	375,600	431,100
4	207,300	243,700	276,700	295,500	330,500	377,200	432,900
5	209,300	244,900	277,500	296,200	331,900	378,700	434,700
6	211,300	246,000	278,300	296,900	333,500	380,300	436,300
7	213,300	247,000	279,100	297,600	335,000	381,900	437,900
8	215,100	247,900	279,800	298,300	336,500	383,500	439,400
9	216,900	249,000	280,500	299,100	337,900	385,100	440,900
10	218,800	250,100	281,300	299,800	339,500	387,100	442,200
11	220,700	251,200	282,100	300,600	341,000	389,100	443,500
12	222,800	252,400	282,900	301,200	342,500	391,100	444,800
13	224,500	253,600	283,700	301,800	343,900	392,500	446,100
14	226,500	254,800	284,500	302,900	345,500	394,200	447,300
15	228,700	256,000	285,200	304,000	347,000	395,900	448,500
16	230,800	257,100	286,000	305,200	348,500	397,600	449,600
17	232,900	258,100	286,800	306,300	350,000	399,300	450,800
18	234,000	259,100	287,600	307,500	351,600	400,800	451,900
19	235,000	260,200	288,400	308,600	353,200	402,300	453,100
20	236,100	261,200	289,100	309,800	354,700	403,800	454,300
21	237,200	262,300	289,900	311,000	356,000	405,100	455,400
22	238,000	263,200	290,800	312,200	357,500	406,400	456,200
23	238,900	264,000	291,700	313,400	359,000	407,700	456,600
24	239,700	264,800	292,400	314,500	360,500	408,800	457,300
25	240,600	265,600	293,100	315,700	361,900	409,900	457,800
26	241,500	266,400	294,000	316,900	363,400	411,000	458,200
27	242,400	267,200	294,900	318,000	364,900	412,100	458,600
28	243,300	268,000	295,600	319,200	366,300	413,200	459,000
29	244,100	268,700	296,400	320,400	367,700	414,000	459,400
30	244,900	269,500	297,400	321,600	369,300	414,800	459,800
31	245,600	270,300	298,300	322,800	370,700	415,500	460,100
32	246,400	271,100	299,300	324,000	372,200	416,300	460,400

33	247,100	271,900	300,300	325,100	373,400	416,700	460,700
34	247,700	272,700	301,400	326,200	374,500	417,300	461,000
35	248,400	273,300	302,400	327,400	375,700	417,800	461,300
36	249,100	274,100	303,300	328,600	376,800	418,200	461,600
37	249,800	275,000	304,300	329,800	377,800	418,600	461,900
38	250,400	275,800	305,300	331,000	378,600	418,800	
39	251,000	276,600	306,300	332,300	379,500	419,100	
40	251,600	277,300	307,300	333,500	380,600	419,400	
41	252,200	278,000	308,200	334,400	381,600	419,700	
42	252,800	278,800	309,400	335,600	382,600	420,000	
43	253,400	279,600	310,500	336,800	383,600	420,300	
44	253,900	280,300	311,600	338,000	384,500	420,600	
45	254,300	281,000	312,600	338,900	385,300	420,800	
46	254,900	281,800	313,700	339,900	386,100	421,100	
47	255,300	282,600	314,800	340,900	387,000	421,400	
48	255,700	283,300	315,800	341,800	387,800	421,700	
49	256,100	284,000	316,900	342,700	388,300	421,900	
50	256,600	284,700	317,900	343,600	389,100	422,100	
51	257,100	285,300	319,000	344,600	389,900	422,400	
52	257,600	286,000	320,100	345,500	390,700	422,700	
53	257,900	286,700	321,100	346,000	391,100	422,900	
54	258,200	287,300	322,100	346,900	391,800		
55	258,500	288,000	323,100	347,600	392,500		
56	258,800	288,600	324,100	348,500	393,100		
57	259,100	289,300	325,000	349,200	393,500		
58	259,400	290,000	326,000	349,500	394,000		
59	259,700	290,700	327,000	349,900	394,600		
60	260,000	291,300	327,900	350,500	395,200		
61	260,300	291,800	328,800	351,100	395,600		
62	260,600	292,400	329,500	351,800	396,100		
63	260,900	293,100	330,200	352,500	396,600		
64	261,200	293,700	330,800	353,100	397,100		
65	261,500	294,200	331,400	353,800	397,700		
66	261,800	294,800	332,100	354,300	398,200		

67	262,100	295,500	332,700	354,900	398,800
68	262,400	296,100	333,300	355,500	399,400
69	262,700	296,700	333,900	355,800	399,900
70	263,000	297,300	334,100	356,300	400,400
71	263,300	297,900	334,500	356,700	400,800
72	263,500	298,500	335,000	357,200	401,200
73	263,700	299,100	335,600	357,700	401,500
74	264,000	299,600	336,100	358,200	402,000
75	264,300	300,000	336,600	358,700	402,400
76	264,500	300,400	337,000	359,100	402,800
77	264,700	300,700	337,600	359,400	403,200
78	265,000	301,000	338,100	359,700	
79	265,300	301,200	338,500	359,900	
80	265,500	301,500	339,000	360,200	
81	265,700	301,800	339,500	360,700	
82	266,000	302,000	339,800	361,000	
83	266,300	302,300	340,000	361,300	
84	266,500	302,600	340,300	361,600	
85	266,700	302,800	340,700	362,000	
86		303,000	341,100	362,300	
87		303,200	341,400	362,600	
88		303,400	341,700	362,900	
89		303,800	342,000	363,300	
90		304,000	342,200	363,600	
91		304,200	342,600	363,800	
92		304,400	342,900	364,100	
93		304,800	343,100	364,400	
94		305,000	343,400	364,800	
95		305,200	343,700	365,200	
96		305,500	343,900	365,600	
97		305,800	344,100	366,100	
98		306,000	344,400	366,500	
99		306,200	344,700	366,900	
100		306,500	344,900	367,300	

101		306,800	345,100	367,800			
102		307,000	345,300				
103		307,200	345,700				
104		307,500	345,900				
105		307,800	346,100				
106			346,400				
107			346,800				
108			347,200				
109			347,400				

備考 この表は、薬剤師、栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技士、理学療法士、作業療法士、視能訓練士及び言語聴覚士に適用する。

ウ 医療職給料表（3）

職務の級	1級	2級	3級	4級	5級	6級	7級
号給	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額	給料月額
1	221,700	254,700	293,900	307,300	330,800	373,400	428,500
2	223,600	256,800	294,400	307,800	331,800	375,100	430,700
3	225,400	259,000	294,900	308,300	332,800	376,800	432,900
4	227,100	261,200	295,400	308,800	333,700	378,500	435,000
5	228,800	263,400	295,800	309,300	334,700	380,300	436,900
6	230,700	264,400	296,300	309,800	335,900	382,300	438,800
7	232,500	265,200	296,800	310,400	337,100	384,300	440,600
8	234,200	266,100	297,200	310,800	338,300	386,300	442,500
9	235,900	266,900	297,600	311,300	339,200	388,000	444,200
10	237,800	268,000	298,100	311,800	340,400	390,100	445,800
11	239,700	269,100	298,600	312,400	341,500	392,200	447,600
12	241,600	270,000	299,100	312,900	342,600	394,200	449,200
13	243,400	270,800	299,500	313,300	343,600	396,100	450,500
14	245,400	271,500	300,000	313,900	344,700	397,700	451,800
15	247,400	272,200	300,400	314,600	345,800	399,500	453,400
16	249,400	273,000	300,900	315,200	346,900	401,300	455,000
17	251,400	274,100	301,400	315,800	348,000	403,000	456,700
18	253,400	275,000	301,800	316,700	349,100	404,700	458,300
19	255,500	275,900	302,300	317,500	350,200	406,700	459,800

20	257,500	276,800	302,700	318,400	351,300	408,400	461,200
21	259,400	277,800	303,200	319,200	352,400	410,100	462,300
22	260,600	278,800	303,600	320,100	353,600	411,800	463,600
23	261,700	279,700	304,100	321,000	354,700	413,600	464,900
24	262,800	280,700	304,500	321,800	355,800	415,400	466,400
25	263,900	281,500	305,000	322,600	356,800	417,000	467,400
26	264,700	282,400	305,600	323,400	358,100	418,700	468,000
27	265,600	283,300	306,300	324,300	359,400	420,500	468,700
28	266,400	284,200	307,000	325,200	360,700	422,300	469,300
29	267,200	285,200	307,700	325,900	361,900	423,800	470,200
30	267,900	285,900	308,400	327,000	363,400	425,300	470,900
31	268,600	286,600	309,100	328,100	364,900	426,800	471,700
32	269,300	287,300	309,900	329,100	366,400	428,100	472,500
33	270,100	287,900	310,600	330,200	367,600	429,300	473,200
34	270,700	288,500	311,400	331,200	369,100	430,400	473,900
35	271,300	289,000	312,100	332,300	370,500	431,600	474,600
36	271,800	289,400	312,800	333,400	371,900	432,800	475,400
37	272,400	289,800	313,500	334,500	373,300	434,100	476,200
38	273,100	290,400	314,300	335,600	374,300	435,200	477,000
39	273,800	290,900	315,100	336,700	375,700	436,400	477,700
40	274,500	291,300	315,900	337,800	377,000	437,600	478,400
41	275,200	291,700	316,500	338,600	378,300	438,800	479,200
42	275,800	292,200	317,400	339,700	379,700	439,800	
43	276,500	292,600	318,400	340,800	381,000	440,900	
44	277,100	293,100	319,300	341,800	382,300	442,000	
45	277,900	293,600	320,100	342,700	383,800	443,000	
46	278,600	294,000	321,100	343,600	385,000	443,500	
47	279,300	294,500	322,100	344,600	386,100	444,000	
48	279,900	294,900	323,000	345,600	387,300	444,400	
49	280,400	295,400	323,900	346,800	388,400	445,000	
50	280,900	295,800	324,800	348,100	389,300	445,500	
51	281,300	296,300	325,800	349,300	390,300	445,900	
52	281,700	296,800	326,800	350,500	391,200	446,400	
53	282,000	297,200	327,600	351,400	391,800	446,900	

54	282,500	297,600	328,500	352,600	392,600	447,300
55	282,900	298,100	329,500	353,700	393,400	447,600
56	283,300	298,500	330,400	355,000	394,200	447,900
57	283,700	299,000	331,300	356,000	394,900	448,300
58	284,100	299,700	332,200	356,900	395,600	
59	284,400	300,400	333,200	358,000	396,300	
60	284,700	301,100	334,100	359,200	396,900	
61	285,100	301,800	335,000	360,300	397,500	
62	285,500	302,700	336,100	361,500	398,100	
63	285,900	303,600	337,300	362,700	398,800	
64	286,200	304,300	338,500	363,700	399,400	
65	286,500	305,000	339,200	364,700	400,100	
66	286,900	305,900	340,300	365,700	400,600	
67	287,300	306,700	341,400	366,800	401,200	
68	287,600	307,500	342,300	367,900	401,700	
69	288,000	308,200	343,400	368,700	402,100	
70	288,500	309,100	344,100	369,800	402,700	
71	288,900	310,000	345,200	370,900	403,100	
72	289,200	310,800	346,300	371,900	403,400	
73	289,600	311,700	347,400	372,600	403,700	
74	290,100	312,500	348,600	373,400	404,200	
75	290,600	313,400	349,700	374,200	404,600	
76	291,100	314,300	350,800	374,900	404,900	
77	291,600	315,100	351,900	375,500	405,200	
78	292,100	316,000	353,000	376,000	405,700	
79	292,700	317,000	354,000	376,500	406,200	
80	293,100	317,900	355,100	377,000	406,600	
81	293,600	318,400	356,000	377,600	406,900	
82	294,000	319,200	357,000	378,100	407,300	
83	294,500	320,100	357,900	378,600	407,800	
84	295,000	320,900	358,900	379,100	408,200	
85	295,400	321,700	359,800	379,500	408,600	
86	295,800	322,600	360,600	379,900		
87	296,300	323,600	361,400	380,500		

88	296,800	324,600	362,200	381,000
89	297,200	325,500	362,800	381,300
90	297,700	326,500	363,400	381,800
91	298,200	327,500	364,000	382,100
92	298,700	328,500	364,600	382,400
93	299,200	329,300	365,000	383,000
94	299,600	330,000	365,400	383,500
95	300,100	330,700	365,900	384,000
96	300,700	331,300	366,300	384,500
97	301,300	331,800	366,800	385,100
98	301,800	332,100	367,200	385,600
99	302,300	332,600	367,700	386,100
100	302,800	333,200	368,100	386,500
101	303,200	333,600	368,400	387,100
102	303,700	334,100	368,900	387,600
103	304,100	334,700	369,200	388,100
104	304,500	335,200	369,500	388,600
105	304,900	335,600	369,900	389,200
106	305,300	336,100	370,400	389,600
107	305,700	336,600	370,900	390,100
108	306,000	337,100	371,400	390,600
109	306,200	337,500	371,900	391,200
110	306,500	337,800	372,400	
111	306,700	338,100	372,900	
112	307,000	338,400	373,300	
113	307,300	338,700	373,700	
114	307,500	339,100	374,100	
115	307,800	339,400	374,600	
116	308,000	339,700	375,100	
117	308,300	339,900	375,500	
118	308,500	340,200	376,000	
119	308,800	340,500	376,500	
120	309,100	340,700	377,000	
121	309,400	340,900	377,300	

122	309,700	341,200				
123	310,000	341,500				
124	310,300	341,800				
125	310,500	342,000				
126	310,700	342,300				
127	311,000	342,600				
128	311,400	342,800				
129	311,600	343,000				
130	311,900	343,200				
131	312,200	343,500				
132	312,600	343,700				
133	312,800	344,000				
134	313,100	344,400				
135	313,400	344,800				
136	313,700	345,200				
137	313,900	345,500				
138	314,200	345,900				
139	314,500	346,300				
140	314,800	346,700				
141	315,000	347,000				
142	315,300	347,400				
143	315,700	347,700				
144	316,000	348,100				
145	316,200	348,400				
146	316,400	348,800				
147	316,700	349,200				
148	317,000	349,600				
149	317,200	349,900				
150	317,400	350,300				
151	317,700	350,700				
152	318,000	351,100				
153	318,400	351,400				
154	318,600					
155	318,800					

156	319,100					
157	319,400					
158	319,700					
159	320,000					
160	320,300					
161	320,700					
162	321,000					
163	321,300					
164	321,600					
165	322,000					
166	322,300					
167	322,600					
168	322,900					
169	323,300					

備考 この表は、保健師、助産師、看護師及び准看護師に適用する。

別表第3（第8条関係）

級別基準職務表

ア 事務職給料表に係る級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1級	定型的な業務を行う職務
2級	高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務
3級	特に高度な知識又は経験を必要とする業務を行う職務
4級	主任（特に高度な知識又は経験を必要とする業務であって、困難なものを行うほか、課長の命を受け、担当事務に関し、課員の指揮監督等を行うことにより、当該担当事務を遂行する者をいう。）の職務
5級	課長補佐（特に高度な知識又は経験を必要とする業務であって、特に困難なものを行うほか、課長の命を受け、担当事務に関し、課員の指揮監督等を行うことにより、当該担当事務を遂行し、及び課長を補佐する者をいう。）の職務
6級	1 課長の職務 2 看護専門学校副学校長の職務

7 級	1 部長及び次長の職務 2 看護専門学校長の職務 3 看護専門学校事務局長の職務
-----	--

イ 医療職給料表（1）に係る級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	医療業務を行う職務
2 級	高度な知識又は経験を必要とする医療業務を行う職務
3 級	1 診療部長及び副診療部長の職務 2 特に高度な知識又は経験を必要とする医療業務を行う職務
4 級	副院長の職務
5 級	院長の職務

ウ 医療職給料表（2）に係る級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の職務
2 級	1 薬剤師の職務 2 困難な業務を行う管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の職務
3 級	1 困難な業務を行う薬剤師の職務 2 特に困難な業務を行う管理栄養士、診療放射線技師、臨床検査技師、臨床工学技師、理学療法士、作業療法士及び視能訓練士の職務
4 級	主任の職務
5 級	科長及び副科長の職務
6 級	1 部長の職務 2 困難な業務を行う科長の職務
7 級	副院長の職務

エ 医療職給料表（3）に係る級別基準職務表

職務の級	基準となる職務
1 級	准看護師の職務
2 級	1 看護師、助産師及び保健師の職務 2 相当の経験を必要とする准看護師の職務

3級	困難な業務を行う看護師、助産師及び保健師の職務
4級	主任看護師の職務
5級	1 副看護部長の職務 2 看護師長の職務
6級	1 統括部長の職務 2 看護部長の職務
7級	副院長の職務